

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－6－1	認定・支給に係る業務			
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の 2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号	
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。 ＜難易度：高＞石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策	

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ															
	② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期 間最終年度値 等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	＜評価指標＞									予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	5,749,260
	療養中の方及び未 申請死亡者の遺族 からの認定申請・ 請求から認定等決 定までの処理日数	122 日 （前中期目標 期間中の平均 処理日数）を 維持	122 日 （前中期目標期 間中の平均処理 日数）	95 日	212 日	181 日	168 日	173 日							
	＜関連した指標＞									決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	5,543,384
	労災保険制度の対 象となり得る申請 についての厚生労 働省への情報提供 回数	－	第3期中期目標 期間実績：平均 12 回／年	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回		経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158

	療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）	－	第３期中期目標 期間実績：平均 17 日	19 日	17 日	15 日	16 日	17 日		経常利益（千円）	－	－	－	－	－
	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	－	第３期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
	認定更新対象者への状況確認等の案内送付	－	第３期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%							
	窓口相談、無料電話相談件数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 5,688 件／年	5,683 件	4,749 件	8,793 件	6,924 件	6,213 件		従事人員数	43	43	43	43	43
	施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	－	－	22 回	23 回	1,667 回	662 回	1,244 回							
	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 13 回／年	14 回	1 回	1 回	4 回	5 回							
	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	－	第３期中期目標 期間実績：各 1 回／年	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 1 回							
	救済制度において診断実績のある医療機関数	－	平成 29 年度実績：1,778 病院	1,822 病院	1,936 病院	1,936 病院	2,036 病院	2,085 病院							
	医療従事者向けセミナーの実施回数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 14 回／年	13 回	6 回	4 回	5 回	7 回							
	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	－	第３期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%							

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	(1) 認定・支給に係る業務 <評価指標> (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有 <定量的な目標水準の考え方> (a)療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約47日間の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。	(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。 ① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整	(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、従来の評価指標をそのまま適応することは適切でない状況となったものの、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会の医学的判定に係る審議状況等を勘案しつつ、その迅速化に向けた機構の協力強化も含め、認定申請・請求から認定等決定までの処理日数の縮減に努めることとしており、以下の取組を行う。 ① 環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に	<主な定量的指標> 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有	<主要な業務実績> (A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ① 医学的資料の収集等 令和5年度は、申請・請求 1,308 件（令和4年度：1,406 件）を受け付け、認定等処理 1,536 件（同 1,406 件）を行った。 環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理	<評定と根拠> 評定：A 石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、申請者に代わって医学的判定に必要な資料をより早く、かつ、確実に収集して、判定申し出までの期間を短縮するなどし、第3期実績比 138%となる、1,536 件の認定等処理を行うことができた。 窓口相談・無料電話相談は 6,213 件（第3期実績比 109%）に対応し、申請・請求は 1,308 件（第3期実績比 118%）を受け付けることができた。 認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数 212 日から 39 日短縮した 173 日とするとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響で生じた医学的判定の滞留を一定程度解消することができた。 これを表すものとして、処理日数対象案件については、認定等決定を行うことができたものが、令和5年度は 1,450 件（令和4年度：1,314 件）と大きく増加した。特に再判定を要した案件は、令和4年度は全体の 36%（473 件）であったが、令和5年度には大幅に増加し、全体の 46%を占める 666 件の認定等決定を行うことができた。このため、平均処理日数の面では令和4年度の 168 日から数値を押し上げる要因となったものである。 療養中の方の認定者数が 924 件と制度開始以来2番目に多くなる中、認定から支給までの事務処理日数も基準値 17 日を維持できている。なお、申請者より、機構の迅速、丁寧な対応について感謝の手紙や電話を 10 件以上頂いた。 制度周知については、引き続き俳優の草薨剛氏を起用し、広報媒体を効果的に選択して、請求期限の案内を含めて周知を行った。 さらに、建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行い、対象者の迅速な認定に結び付けた。 以上のとおり、量的・質的な成果を達成したため、自己評価	<評定に至った理由> 石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知するとともに保健所や医療従事者など現場への周知が重要である。 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、令和3年度から認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM を引き続き全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告など、広報媒体を効果的に選択し、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金、特別葬祭料の請求期限が延長されたことの周知も含めて、救済制度の周知を引き続き実施した。 加えて、保健所（受付機関）担当者への説明会（関東、近畿での現地開催及び動画のホームページ掲載）や地方公共団体が実施する地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会（熊本県、埼玉県、群馬県）、学会等における医療従事者向けセミナー（7 回）を開催するなど、現場への制度周知の取組を着実に実施した。 幅広い広報活動による周知の結果、第3期中期目標期間実績：	

		備に努める。	資料を収集し判定申出を行う。		標本等の医学的資料をより早く、かつ、確実に収集して、判定申し出までの期間を短縮するなどし、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和２年度の処理日数 212 日から 39 日短縮した 173 日とするとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響で生じた医学的判定の滞留を一定程度解消した。なお、令和４年度は 168 日に短縮していたが、令和５年度は、以下の理由により処理日数が 173 日に増加した。 ・令和４年度において、引き続き審査分科会（令和５年度以降においては審査検討会）の開催回数が増加し、滞留案件の初回の医学的判定が進んだため、令和４年度末には追加の医学的資料の提出が求められている再判定を要する案件が増加しており、これらの解消が課題となっていた。 ・再判定を要する案件は、中央環境審議会で審議したものの、指定疾病であるか否かの判定が困難であるため、医学的資料の追加提出を求める通知が環境大臣より機構へ発出され、機構は医療機関へ資料の有無の確認や調整を行った上で、申請者等の同意書を添えて依頼文書を発出することにより医学的資料を収集して、判定の再申出を行う。なお、医療機関から速やかに提出いただけない場合があり、その際は再依頼等も行うため、相応の時間を要するものである。 ・令和５年度は、これら再判定を要する案件を重点的に処理することで、令和４年度からの課題であった、再判定案件の滞留を一定程度解消し、医学的判定につなげた。 ・これにより、処理日数の対象となる療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの請求に対し、令和４年度（1,314 件）から 136 件増えた 1,450 件の認定等決定を行うことができた。特に再判定を要した案件は、令和４年度は全体の 36%（473 件）であったが、令和５年度は全体の 46%を占める 666 件へと大幅に増加している。このため、平均処理日数の面では数値を押し上げる要因となったものである。 また、初回の医学的判定の滞留案件は令和４年度末には概ね解消されている状況であったが、機構が迅速に初回申出及び再申出に取り組んだ結果、令和５年度末において、再び医学的判定の滞留案件が発生しており、環境省と連携し解消に向けて取り組んでいく必要がある。	をＡとした。 各事項の詳細は、以下のとおりである。 ○ 引き続き、申請者に代わって医学的判定に必要な資料の収集に努めること等により、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,536 件（第３期実績比 138%）を行うことができた。 ○ 窓口相談及び無料電話相談については、基準値：平均 5,688 件／年を上回る 6,213 件（第３期実績比 109%）に対応し、申請・請求については、第３期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を上回る 1,308 件（第３期実績比 118%）を受け付けることができた。 ○ 申請・請求から認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和２年度の処理日数 212 日から 39 日短縮した 173 日とするとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響で生じた医学的判定の滞留を一定程度解消することができた。なお、令和５年度は、以下の理由により処理日数が令和４年度の 168 日から 173 日に増加した。 ・令和４年度に審査分科会の開催回数が増加し、滞留案件の初回の医学的判定が進んだため、令和４年度末には追加の医学的資料の提出が求められている案件が大幅に増加しており、これが令和４年度において課題として挙げられていた。 ・令和５年度においては、これらの再判定を要する案件について重点的に処理を進めたことで、再判定案件の増加を解消し、医学的判定へとつなげることができた。 ・結果として、処理日数対象案件について認定等決定を行うことができたものは、令和５年度は 1,450 件（令和４年度：1,314 件）と大きく増加した。特に再判定を要した案件は、令和４年度は全体の 36%（473 件）であったが、令和５年度には全体の 46%を占める 666 件へと大幅に増加している。このため、平均処理日数の面では数値を押し上げる要因となったものである。 ○ 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を大幅に上回る 1,138 件（第３期実績比 125%）	平均 5,688 件／年を大いに上回る 6,213 件の無料電話相談等（第３期実績費 109%）があり、第３期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,308 件（第３期実績比 118%）の申請等を受け付けた。 石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる資料の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。その結果、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,536 件（第３期実績比 138%）を行うことができた。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響で生じた医学的判定の滞留を一定程度解消することにも繋がった。 また、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であり、令和５年度においては申請・請求から認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の 122 日の達成までは困難であったものの、判定小委員会が審議保留となった令和２年度の処理日数 212 日から 39 日短縮し、173 日となった。 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,138 件（第３期
--	--	--------	----------------	--	---	--	--

					（資料編 P62_石綿 1 申請書等の受付状況と認定等状況（令和 5 年度）） （資料編 P65_石綿 2 審査中の案件に係る状況（令和 5 年度）） （資料編 P66_石綿 3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和 5 年度）） （資料編 P67_石綿 4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの累計）） （資料編 P68_石綿 5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和 5 年度）） （資料編 P69_石綿 6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの累計）） （資料編 P70_石綿 7 認定等に係る処理日数（令和 5 年度））	となった。 療養中の方の認定件数についても、第 3 期中期目標期間実績：平均 755 件／年を大幅に上回る 924 件（第 3 期実績比 122%）であり、制度発足以来 2 番目に多い件数となった。 認定件数が大幅に増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の 17 日を維持することができた。	実績比 125%）となった。療養中の方の認定件数は、第 3 期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 924 件（第 3 期実績比 122%）であり、制度発足以来 2 番目に多い件数となった。
		② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを事例を交えながら丁寧に説明する。	② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、保健所説明会又は Web 掲載により、保健所担当者に対し各種手引等を活用し、窓口での相談業務や受付業務における留意点やポイントを伝える。		② 保健所窓口担当者への制度周知等 i）保健所説明会等 受付業務等の適切な実施に向けて、救済制度及び申請・給付の手続に関する保健所説明会を関東と近畿の 2 ブロックで現地開催した。なお、関東はオンラインでもライブ配信し（7 月）、さらに、保健所等担当者が任意のタイミングで視聴が可能となるように、説明会の動画をホームページの保健所担当向けサイトに掲載した（8 月）。 ii）地方公共団体研修会 地方公共団体が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を開催した（熊本県 5 月（オンライン）、埼玉県 10 月（動画）、群馬県 2 月（オンライン））。	○ 申請等の受付業務に伴う対応や審査検討会の開催回数の増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った応対が実を結び、申請者から手続等において機構職員に手厚くサポートをしてもらったことについて感謝の手紙や電話を 10 件以上頂いた。 ○ 申請等の受付業務に伴う対応や審査検討会の開催回数の増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った応対が実を結び、申請者から手続等において機構職員に手厚くサポートをしてもらったことについて感謝の手紙や電話を 10 件以上頂いた。 ○ 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、引き続き認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。	認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の 17 日を維持出来ている。
					ii）地方公共団体研修会 地方公共団体が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を開催した（熊本県 5 月（オンライン）、埼玉県 10 月（動画）、群馬県 2 月（オンライン））。	○ 中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が令和 4 年 6 月 17 日に 10 年延長されたことを受けて、救済制度の周知と併せて、延長についての周知・広報を引き続き実施した。	さらに、電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の運用について、環境省との連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を安定的に実施した。
					（資料編 P72_石綿 8 保健所説明会等実績（令和 5 年度））	○ 保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。	また、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に 69 回の情報共有等を行い、厚生労働省からも定期的に情報提供を受け、対象者の迅速な認定に結び付けた。
						○ 請求期限切れにより救済給付の請求ができなくならないよう、対象者の請求期限管理を行い、対象者に対して適切な案内を実施した。さらに、認定更新の申請漏れを防ぐため、認定更新の申請状況を確認し、未申請者への再案内等の取組を丁寧に行った。	以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められ、また、難易度：高と設定しているところ、特に、医学的資料の追加を必要とする案件が増加する中、環境省への判定申出に先んじて医学的資料を取り寄せるなど、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた点が評価できることから、A 評価とする。
	＜関連した指標＞ (a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回／年）	③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）との定期的な情報共有を行う。	③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）に毎月、情報提供を行い、連携を図る。	労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回/年）	③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供 労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について、厚生労働省に 12 回の情報提供を行った。	○ 建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省と定期的に情報共有を行い、建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請については、環境大臣へ医学的判定	
	(B) 救済給付の確実	(B) 救済給付の確実	(B) 救済給付の確実な	救済給付の確実な支給、認	(B) 救済給付の支給、認定更新申請の支援		

	な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援 ＜関連した指標＞ (b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日） (b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%） (b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。 ① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。 ② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。 ③ 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。	支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。 ① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、通知作業と並行して請求書類の確認を行う。 ② 漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の請求対象者（他法給付を除く。）に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。 ③ 認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ 制度利用者へのアンケートにより、被認定者等のニーズを把握する。	定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日） 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%） 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	① 速やかな支給のための取組 被認定者等に対し 48 億 889 万円（令和 4 年度：48 億 2,828 万円）の支給を行った。認定後速やかに支給手続きを進め、初回療養手当に係る認定から支給までの事務処理を基準値の平均 17 日で行った。 また、被認定者からの各種請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。 （資料編 P73_石綿 9 救済給付の支給件数・金額（経年変化）（平成18 年度～令和 5 年度）） ② 請求期限の案内等 時効により救済給付の請求権を失効することのないよう、請求期限の 6 か月前、3 か月前、1 か月前に遺族・療養者に対して電話又は文書で連絡を行い、請求の再案内を実施した。対象者に対して、延べ 179 回連絡を行った（令和 4 年度実績：161 回）。 ③ 認定更新の状況確認等 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の 7 か月前から認定更新案内を行い、必要に応じて医療機関へ照会しながら、認定の有効期間満了 2 か月前を目途に更新事務を適切に実施した。また、未申請者への状況確認・再案内を延べ 70 回行った（令和 4 年度実績：72 回）。 ④ 被認定者等のニーズの把握 被認定者等の状況、ニーズを把握するため、各種のアンケート調査を行った。 （資料編 P74_石綿 10 被認定者等アンケート概要（令和 5 年	を申し出ることなく、速やかに認定を行うことができた。 ＜課題と対応＞ ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年度において判定小委員会が審議保留となった影響により増加した、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件の処理を進めている状況であり、引き続き、これらの解消に向けて取り組んでいく必要がある。 申請・請求から認定等までの平均処理日数は173 日となっているため、今後も、処理日数の正常化を目標に掲げ、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。 ○ 迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組とともに、医療手帳の交付を受けた被認定者が安心して医療を受けられるように、被認定者の医療の受けやすさに関する満足度を高める取組を新たに推進する。 ○ 建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行い、建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請について、効率的に審査を進める。また、建設アスベスト給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に情報提供を行っていく。 ○ 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ・本制度を国民に幅広く周知する方法について、費用対効果を含めて検討する必要がある。 ・医療従事者等への制度周知及び指定疾病の診断・治療等に関する知見の提供の仕方等についてより効果的な方法を検討する必要がある。 ・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報提供を行っていく必要がある。 ・保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、引き続き社会状況を注視しつつ、web の活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施していく必要がある。 ・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における取りまとめへの対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組んでいく必要がある。
--	--	--	--	--	--	--	--

	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行う。 ① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	度)) (C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知 ① 救済制度の効果的な周知 i) 全国規模の広報 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、認知度の極めて高い俳優の草彅剛氏を起用した TVCM を全国で放映する（8月、1月）とともに、新聞広告（9月、3月）、ラジオ（3月）など、広報媒体を効果的に選択して広報を行った。また、職員5名が TV 出演し、制度紹介を実施した（8月、1月）。さらに、制度周知のため訴求力の高いポスター・チラシについては、令和4年度に引き続き保健所等や診断実績のある医療機関等に対し、ポスター・チラシの掲示等を依頼した。 <TVCM>  （資料編 P76_石綿 11 主な広報実績（令和5年度）） ii) ホームページでの情報提供 機構ホームページの「アスベスト（石綿）健康被害の救済」サイトにおいて、制度や請求期限の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を適時適切に行った。 （資料編 P80_石綿 12 ホームページアクセス数（令和5年度））	<その他事項> 特になし
	<関連した指標>					

	(c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）		② 救済制度に関する相談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）	② 救済制度に関する相談への対応 引き続き、無料電話相談ダイヤルを設置し、窓口相談と合わせて丁寧に対応した。また、TVCM 期間中においては、一般の方からの相談・質問に対し、体制を強化して無料電話相談等に対応した。さらに、対応マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応した。 ア．窓口相談件数 48 件 イ．無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）6,165 件 計 6,213 件（基準値：平均 5,688 件／年） （資料編P81_石綿13 窓口相談・無料電話相談件数（令和 5 年度））																	
(c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	② 関係機関とも連携して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（令和 4 年 3 月 27 日）について周知を行う。		施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	③ 制度周知に併せて実施した施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限延長の周知 令和 4 年 6 月の法改正による中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金等の請求期限延長の周知について、TVCM、新聞広告等による制度周知と合わせて効果的に実施した。 ＜主な周知実績＞ <table><tr><th>広報の手法</th><th>件数</th></tr><tr><td>TVCM</td><td>1,222 回</td></tr><tr><td>新聞広告</td><td>2 紙</td></tr><tr><td>ラジオ CM</td><td>5 回</td></tr><tr><td>医療専門誌</td><td>2 誌</td></tr><tr><td>学会セミナー</td><td>7 回</td></tr><tr><td>その他</td><td>6 回</td></tr><tr><td>計</td><td>1,244 回</td></tr></table> （資料編P82_石綿14 特別遺族弔慰金等の周知実績（令和 5 年度））	広報の手法	件数	TVCM	1,222 回	新聞広告	2 紙	ラジオ CM	5 回	医療専門誌	2 誌	学会セミナー	7 回	その他	6 回	計	1,244 回		
広報の手法	件数																					
TVCM	1,222 回																					
新聞広告	2 紙																					
ラジオ CM	5 回																					
医療専門誌	2 誌																					
学会セミナー	7 回																					
その他	6 回																					
計	1,244 回																					
	③ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。	③ 石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度を周知する。		④ 医療関係者等への救済制度の周知 i）医療関係団体等との連携による制度周知 石綿健康被害者の診断等に関わる医療関係者等への救済制度の周知を行うため、医療関係団体等 3 団体（日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー協会）の協力を得て、引き続きバナー広告の掲載等を行った。 ii）「石綿による肺がん」の周知																		

			④ 中皮腫とその診断・治療、補償・救済や介護に関する制度及び緩和ケア・在宅医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、引き続きホームページを通じて提供する。 ⑤ 被認定者等については、環境省・厚生労働省とも連携し「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等を行う。	「石綿による肺がん」について医療現場への効果的な周知を図るため、学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。 また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した（6月）。 iii）医療専門誌による制度周知 医療専門誌（画像診断、ナーシング）2誌を活用して制度周知を行った（3月）。 ⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供 機構ホームページにおいて中皮腫に係る総合的な情報について、適時に更新して提供した。 ⑥ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等 令和4年1月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に69回の情報提供を行った。 また、建設アスベスト給付金制度で認定を受けている場合、医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができる場合があることから、厚生労働省からも定期的に情報提供を受けた。提供を受けた情報を活用して、建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請について、環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく、効率的に審査を進め、速やかに認定を行った。 さらに、建設アスベスト給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、111件の資料提供を行った。 引き続き、環境省・厚生労働省と連携して、情報共有や各種の調整を行い、建設アスベスト給付金制度に関連する業務に適切に対応していく。	
--	--	--	---	---	--

	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 ＜関連した指標＞ (d1)保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明 実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年） (d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。 ② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。 ① 認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とした説明会について、参集又はオンライン形式により実施、制度に関する情報提供を行う。また、地方公共団体が地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。 ② 申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。 ③ 認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料としてとりまとめ、公表する。 ④ 申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するばく露状況調査を実施し、結果を公表する。	保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年） 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表 ① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 (A) ②参照 ② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報をホームページ上で公表した。 ③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した（9月）。 ④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表 アンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ上で公表した（3月）。		
--	--	--	--	--	---	--	--

	(E)指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 ＜関連した指標＞ (e1)救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度 実績：1,778 病院） (e2)医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。 ② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。 ③ 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。	指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院） 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	(E) 医療従事者等への効果的な情報提供 ① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 令和 4 年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関 2,085 病院に対して、医師、医療機関向け手引を送付した（6 月）。 ② 学会等におけるセミナーの開催 指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するため実施している学会セミナーについて、7 回開催した。 （資料編 P83_石綿 15 学会等におけるセミナー実績（令和 5 年度）） ③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業 認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、また、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元するため、以下の事業を実施した。 i）一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業検討会を 2 回（6 月、1 月）を実施した。 また、医療従事者を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的とした、中皮腫細胞診実習研修会を令和 4 年度から回数を増やして 2 回開催した（9 月、12 月）。 ii）救済制度の適正な申請につながるよう、医師に対する救済制度及び石綿による肺がんの認定基準の周知を目的とした新たな取組として、「石綿健康被害救済制度の肺がん認定基		
--	---	---	---	--	--	--

				準に関する web 教育システムの周知及び運用業務」を環境省からの受託事業として実施した。 ＜これまでの環境省受託事業＞ <table><tr><td></td><td>受託業務名</td><td>開始時期</td></tr><tr><td>1</td><td>救済制度における被認定者に関するばく露調査業務</td><td>平成 22～24 年度</td></tr><tr><td>2</td><td>石綿肺の診断等に関する支援業務</td><td>平成 22 年度～【継続】</td></tr><tr><td>3</td><td>中皮腫登録業務</td><td>平成 25 年度～【継続】</td></tr><tr><td>4</td><td>肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>5</td><td>石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>6</td><td>「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>7</td><td>石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知及び運用業務</td><td>令和 5 年度【新規】</td></tr></table>		受託業務名	開始時期	1	救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成 22～24 年度	2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度～【継続】	3	中皮腫登録業務	平成 25 年度～【継続】	4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度	5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度	6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度	7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度【新規】		
	受託業務名	開始時期																												
1	救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成 22～24 年度																												
2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度～【継続】																												
3	中皮腫登録業務	平成 25 年度～【継続】																												
4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度																												
5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度																												
6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度																												
7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度【新規】																												
(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営 ＜関連した指標＞ (f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。 ① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。 ① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修を実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講させる。	個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	(F) 個人情報管理等の対策 ① 申請書類等の厳重管理、職員研修の実施等 i) 情報セキュリティ及び個人情報の保護 病歴等機微な個人情報を取扱う業務の性質から留意すべき点をまとめたヒヤリハット事例集を活用した自己点検を実施するとともに、部内全職員に対し研修を実施した（3月）。また、職員が新たに着任する都度個別に研修を実施し、個人情報管理を徹底した。																										

		② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。	② 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、同システムを活用して認定・支給事務の進捗状況等を随時把握し、業務を適切に管理する。さらに、今後の申請のオンライン化に向けて、システムの構築について検討を進める。 ③ 引き続き石綿による健康被害の救済に関する業務の見直しを進めるとともに、より効率的かつ合理的な業務運営を行う。 ④ 環境省における制度全体の施行状況の評価・検討について、情報収集を行うとともに、必要な	② 情報通信技術の利活用 i) 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムの障害予防に取り組み、確実に運用した。 ii) 認定・給付システムの改修等を実施し、申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進を図った（3月）。 iii) 認定・給付システムを活用し、認定・支給事務の進捗状況等を把握するなど適切に業務管理を行った。 iv) 電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の運用について、環境省との連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を安定的に実施した。 ③ 業務効率化を図るための検討 石綿健康被害救済業務の効率化を進めるとともに、職員の業務専門性を高めるため、以下の取組を行った。 i) 救済制度に関する研修等の実施 判定小委員会委員等の専門家を講演者として招聘し、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するために実施している学会セミナーの開催の際に職員も聴講参加（7学会・延べ18人）し、救済制度に関する知識等について学び、業務の理解促進を図った。 ii) TVCM による周知広報に向けた事前研修 新規着任者を対象に、救済制度の広報期間に向けて事前研修を行い（8月）、問合せ者からの相談に体制を強化して部全体での確に対応した。 iii) 業務効率化対象案件の検討 部門内で立ち上げた業務効率化チームで効率化の対象とした案件（救済制度 Q&A の利用しやすさ向上、医療ソーシャルワーカー向け制度周知の強化等）について、情報収集等の検討を進めた。 ④ 救済制度の施行状況についての情報提供等 令和5年6月に取りまとめられた、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で示された今後の方向性への対応について、環境省と協議しながら検討を進めており、引		
--	--	--	---	--	--	--

		③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。	情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会における議論を踏まえ、環境省他関係機関とも連携の上、必要な対応について検討を進める。 ⑤ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。		き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。 ⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに基金の状況をホームページにおいて公表した（6月）。		
--	--	---	---	--	---	--	--

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	納付義務者からの徴収業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	特別拠出金の徴収率	第 3 期中期目標期間実績：100%	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	5,749,260
									決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	5,543,384
									経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
									経常利益（千円）	－	－	－	－	－
									行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
									従事人員数	43	43	43	43	43

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和 5 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（2）納付義務者からの徴収業務 ＜評価指標＞ （A）納付義務者からの徴収率 100 %（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ （a）納付義務者からの費用の徴収につい	（2）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付	（2）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべ	＜主な定量的指標＞ 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜その他の視点＞ － ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ （A）特別事業主からの特別拠出金の徴収 特別事業主 4 社に対し、令和 5 年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を徴収した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施しており自己評価をB とした。 ＜課題と対応＞ ○ 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として全ての特別事業主より確実に徴収を行っており、中期計画の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特別拠出金の徴収については、	

	て、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。	すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	き特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	・徴収すべき額を確実に徴収しているか。			引き続き着実な徴収を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし
--	-----------------------------------	---	---------------------------------------	---------------------	--	--	---

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－1	研究管理		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。 また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	6,456,658
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	5 段階中上位 2 段階の評定を獲得する課題数の割合を 70%以上	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62%	86%	91%	98%	98%	95%	決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	6,679,081
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	6,473,933
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	－	平成 29 年度実績：18 件	調査対象（※1）53 件中 38 件	調査対象（※1）42 件中 23 件	調査対象（※1）40 件中 27 件	調査対象（※1）43 件中 31 件	調査対象（※1）29 件中 19 件	経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	83,448
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	－	平成 29 年度実績：3 件	8 件	6 件	14 件	18 件	20 件	行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	6,473,933
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	－	平成 29 年度委員会出席実績：無し	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	従事人員数	10	10	10	10	23
プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等	－	平成 29 年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加						
研究コミュニティ等に向けた成果の普及	－	平成 29 年度実績：1 回	1 回	1 回（※2）	2 回	2 回	2 回						

	活動							
	一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	－	平成 29 年度実績：無し	1 回		2 回	3 回	4 回
	研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	－	平成 29 年度実績：2 回	1 回	0 回 〔資料の HP 掲載により周知〕	1 回	1 回	2 回
	実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	－	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題 〔代替措置とした書面検査は 5 課題〕	47 課題 〔代替措置とした書面検査は 19 課題〕	66 課題	59 課題

※1 環境省が実施した追跡評価において、「環境政策への反映状況」に関する設問に回答した課題を調査対象件数とする。

※2 研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																										
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																			
					業務実績	自己評価	評定	S																		
	(1) 研究管理 <評価指標> (A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5年間の実績平均値：62%） <定量的な目標水準の考え方> (a) 第4期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベース	(1) 研究管理 (A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。	(1) 研究管理 (A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価を行い、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 客観性、定量性を高めた評価方法により、中間、事後評価を実施する。また、複数の研究領域に跨る研究評価に対応するため、各研究領域の評価委員が評価できる効率的な評価方法を導入する。	<主な定量的指標> 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5年間の実績平均値：62%）	<主要な業務実績> (A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度70%以上を確保 令和4年度に終了した63課題の事後評価は、全ての課題がS～Bとなり、上位2段階（S、A評価）の比率は、95%（60/63課題）となり、第4期中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対第4期中期計画目標値136%） また、若手研究者の育成を支援するため、平成30年度から一定の採択枠を設けた若手枠課題（12課題）の評価の上位2段階（S、A評価）の比率は100%と高い評価を得た。 戦略的研究開発Ⅰ型の1課題、戦略的研究開発Ⅱ型の2課題は全てS評価の高い評価を得た。 （図）事後評価における上位2段階（S、A評価）の比率の推移 <table><caption>事後評価における上位2段階（S、A評価）の比率の推移</caption><tr><th>年度</th><th>比率 (%)</th></tr><tr><td>H28</td><td>64%</td></tr><tr><td>H29</td><td>60%</td></tr><tr><td>H30</td><td>82%</td></tr><tr><td>R1</td><td>86%</td></tr><tr><td>R2</td><td>91%</td></tr><tr><td>R3</td><td>98%</td></tr><tr><td>R4</td><td>98%</td></tr><tr><td>R5</td><td>95%</td></tr></table> ① 客観性・定量性を高めた新評価方法による評価の実施 客観性・定量性を高めた評価方法により、令和5年度の間・事後評価において実施した。 中間評価は、公募区分の新設に伴う評価件数の増加及び複数の研究領域に跨る研究評価に対応するため、戦略的研究開発Ⅰ型以外の研究区分において、評価対象課題の専門分野に近い評価委員による書面評価に方式を変更して実施した。	年度	比率 (%)	H28	64%	H29	60%	H30	82%	R1	86%	R2	91%	R3	98%	R4	98%	R5	95%	<評定と根拠> 評定： S 評定理由については以下のとおり。 (1) 研究成果の最大化 プログラムオフィサー（PO）による研究者への支援を継続的に行うなど、研究成果の最大化を図る取組を継続的に実施した結果、令和4年度に終了した63課題の事後評価は、全ての課題がS～Bとなり、上位2段階（S、A評価）の比率は、95%（60/63課題）となり、第4期中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対第4期中期計画目標値136%） また、若手研究者の育成では、半期毎に研究進捗に応じてPOが助言を行う等きめ細かな支援を行った結果、若手枠課題（12課題）の事後評価では、上位2段階（S、A評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた。 (2) 研究成果の環境政策への反映や社会実装 研究終了後の3年後に追跡調査を行った研究29課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された件数は19件（66%）であり、令和5年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は20件であった。 推進費で得られた研究成果の社会実装を目指して、「川崎国際環境技術展」、「新技術説明会（JST共催）」、「サーキュラー・エコノミーEXPO」において、研究者と企業等とのマッチングの機会（1対1の個別相談の場）を提供し、23者との面談を実施した。過去の新技術説明会で発表した研究（9課題）の毎年実施している追跡評価結果によると、企業等との共同研究開発件数は、令和3年度に発表した研究課題は5件（令和4年度から4件増）、令和4年度に発表した研究課題は1件となり、共同研究開発の進展が見られた。 また、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、推進費の英語版Webサイトにおいて、新たに英語版の研究成果概要を掲載し、コンテンツの充実化を図った。 (3) 第3期SIPにおける研究開発の推進 令和5年度より開始の第3期SIP課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」における研究推進法人として、PDや関係省庁と連携し研究開発のマネジメント及び社会	評定 S	<評定に至った理由> 平成28年10月の業務移管以降、利便性の向上や研究成果の最大化に資する取組を継続的に実施した結果、令和5年度事後評価（対象は令和4年度終了研究課題）において、上位2段階（S、A評価）の評価を得た研究課題の比率は95%（60／63課題）であり、、第4期中期計画に掲げる目標を大きく上回る結果となった（対第4期中期計画目標値136%）。 推進費で得られた研究成果の社会実装を目指した活動（研究者と企業等とのマッチングの機会（1対1の個別相談の場）の提供）を進めている。過去の新技術説明会で発表した研究の追跡評価によると、企業等との共同研究開発件数は増加しており、共同研究開発の進展も見られている。 また、特許出願件数は過去最大の20件となる等、多くの実績を上げた。 令和5年度より開始した、第3期SIP課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」は、当初の事業計画外案件であったものの、特に喫緊の課題として上がったELV規則案への対応業務で「S」評価を得て追加予算2.9億円を獲得したり、通期でガバナングボードより「A」評価を受けたりなどした結果、令和6年度予算として前年比0.3億円の増額となる15.2億円が認められた。ま
年度	比率 (%)																									
H28	64%																									
H29	60%																									
H30	82%																									
R1	86%																									
R2	91%																									
R3	98%																									
R4	98%																									
R5	95%																									

	とした設定とする。 なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。	② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（ＫＯ）会合やアドバイザーボード（ＡＤ）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（ＰＯ）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。 ③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（ＰＤ）と連携しつつＰＯを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。	② 新規採択された課題についてキックオフ（ＫＯ）会合を、全ての課題について原則として年１回以上、アドバイザーボード（ＡＤ）会合を開催し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（ＰＯ）・機構職員による研究の進め方等の助言を行う。 ③ 中間評価において５段階評価で下位３段階または「目標達成度」が８０点以下の低評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（ＰＤ）と連携しつつＰＯを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。	他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、７月までにキックオフ（ＫＯ）会合を開催するとともに、継続課題を含めた全ての研究課題について、原則として年１回以上、アドバイザーボード（ＡＤ）会合を開催し、学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、ＰＯによる研究の進捗確認、研究の進め方に関する助言等を行った。 その際には、機構職員も研究管理業務の能力向上のため、ＫＯ会合やＡＤ会合に出席することにより、専門性やスキルの向上を図った。また、これら取組に加え、推進費が対象とする研究領域の動向や知財等の勉強会を７回開催したとともに、推進費の業務マネジメントに関する取組を国際 Ｐ２Ｍ 学会に発表した。 ③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施 令和５年度実施課題のうち、中間年度にあたる６７課題の中間評価（ヒアリング評価）の結果、全ての課題が Ｓ～Ｂ評価となり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は、97.0%（65/67課題）であった（令和４年度は100%）。 ５段階評価（Ｓ～Ｄ）で、下位３番目（Ｂ）の評価を受けた課題については、ＰＯの指導・助言の下、研究代表者に成果・評価を向上するための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。 なお、令和５年度は、戦略的研究開発Ⅰ型は従来のオンラインによるヒアリング評価、戦略的研究開発Ⅰ型以外の研究区分では、専門分野に近い評価委員による書面評価に方式を新たに導入し、効率的な中間評価の実施に努めた。	実装に向けた関係省庁との連携を推進した。 ELV 規則案（域内の新車への再生プラスチックの使用率の義務付け案）への対応のための追加予算要望に関しては、重要性が認められ「Ｓ」評価を獲得し、追加予算として要望額満額の 2.9 億円の研究費を獲得することができた。また、令和５年度を通しての、ガバニングボードによる研究評価に関しても総合評点 117 点で「Ａ」評価を獲得し、令和６年度予算として、令和５年度から 0.3 億円の増額となる 15.2 億円が認められた。 （４）ＳＩＰと環境施策との連携 ＳＩＰの研究成果を環境施策に反映するため、環境省と連携し、ＳＩＰの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）を活用した。ＳＩＰにおける取組の海外展開（BRIDGE 予算：5,900 万円）及び ASEAN 地域等への循環産業の進出や ASEAN 地域等からの自然資本系資材を調達している企業の TNFD 開示を通じた企業価値向上に係る F S（BRIDGE 補正予算：9,200 万円）を実施した。 また、環境省が令和５年度の補正予算で実施する「自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業」において、ELV 規則案に係る ＳＩＰ成果の検証が計画されるなど、ＳＩＰと環境施策の連携を推進した。 （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） ○ ＰＯの支援については、オンラインによるアドバイザーボード（ＡＤ）会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組んだ結果、令和４年度に終了した 63 課題のうち 60 課題（95%）が上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の高い評価を得た。（対中期計画目標値 136%） ○ オンラインも活用して、ＰＯは全てのキックオフ（ＫＯ）会合、アドバイザーボード（ＡＤ）会合に出席し、研究の進め方等について助言を行った。 ○ 研究成果の社会実装については、「川崎国際環境技術展」、「新技術説明会（JST 共催）」、「サーキュラー・エコノミー EXPO」を開催し、最新の技術開発成果の紹介を通じて、研究者と企業等とのマッチングの機会を提供するなど積極的に取り組んだ結果、23 者との面談を実施した。	た、令和５年度より ＳＩＰの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。 以上のとおり当初目標を大きく上回る成果をあげており、評価は「Ｓ」とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ なし。 ＜その他事項＞ なし。
	(B)他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据え、的確かつ効果的な研究管理を実施	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた、研究成果の社会実装を	他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施	研究成果の社会実装については、「川崎国際環境技術展」、「新技術説明会（JST 共催）」、「サーキュラー・エコノミー EXPO」を開催し、最新の技術開発成果の紹介を通じて、研究者と企業等とのマッチングの機会を提供するなど積極的に取り組んだ結果、23 者との面談を実施した。	

	(推進費に係る指標) (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成 29 年度実績：18 件） (SIP に係る指標) (b1)研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	施するため、以下の取組を行う。 ①推進費において、環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）において、機構が研究推進法人として指定された研究課題について、研究開発計画に沿ってPDの方針に従い、研究開発を推進する。	下の取組を行う。 ① 推進費において、環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行う。また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に対し研究の進捗や研究遂行上の課題に関するレポート（半期報）の提出を求め、進捗状況のフォローアップや研究支援を実施する。	(推進費に係る指標) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成 29 年度実績：18 件） (SIP に係る指標) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	① 政策検討状況の情報提供、助言等 KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、進捗状況に応じてPOから助言を行うなどフォローアップを行った。 SIPにおいては、8月8日のSIPプログラム統括チームヒアリング及び8月21日のSIP評価委員会への対応として、7月末までのSIPプログラムの進捗状況、予算執行状況等の報告を行った。 また、欧州委員会が令和5年7月に欧州議会及び理事会に提案したELV規則案（域内の新車への再生プラスチックの使用率の義務付け案）への対応のため、高品質再生材の安定供給に向けた取組に係る追加予算要望を行った。追加要望は、S評価を獲得し（S評価を得られたのはSIP全12課題の追加要望のうち3課題のみ）、10月5日付ガバニングボードにおいて、要望額満額の2.9億円の追加予算措置が認められた。 （資料編 P84_SIP1 令和5年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針） （資料編 P88_SIP2 SIP第3期の事前評価フォローアップを踏まえた追加予算配分について） 令和5年度の課題評価に向けては、12月2日、4日で全13課題に対してピアレビューを実施し、PDによる自己点検報告書とピアレビュー報告書を12月25日に内閣府へ提出した。1月18日のプログラム統括チームによる論点整理、2月5日のガバニングボードによる評価委員会による評価の結果、総合評点117点でA評価を獲得し、令和6年度予算として15.2億円が認められた。 （資料編 P91_SIP3 令和6年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針） （資料編 P94_SIP4 令和6年度予算配分（案））	過去の新技术説明会で発表した研究（9課題）の毎年実施している追跡評価結果によると、企業等との共同研究開発件数は、令和3年度に発表した研究課題は5件（令和4年度から4件増）、令和4年度に発表した研究課題は1件であり、共同研究開発の進展が見られた。 さらに、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）の「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iNat 事業）」に申請し、令和6年度より知財戦略プロデューサーによる社会実装を見据えた知財戦略策定等の支援が決定した。 また、国際展開として、「ISAP2023（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」において、推進費で実施している水俣条約の有効性の評価、ASGM（小規模金採掘）における水銀管理に関する研究成果を紹介した。 ○ 研究成果の環境政策等への貢献では、環境省が実施した令和5年度追跡評価の対象となった29課題のうち19課題（66%）について、環境政策への反映が確認された。一例として、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5年3月31日閣議決定）において、戦略的研究開発S-15で開発した将来シナリオが示されており、本研究での予測評価の成果を踏まえて、国家戦略の見直しが行われた。 ○ 研究費の適正執行と研究不正の防止取組の強化については、研究者及び会計事務担当者に対する事務処理説明会を令和4年度に引き続きオンラインで開催し、研究費の適正執行と不正防止について周知を行った。令和5年度は、会計事務担当者からの要望を踏まえ年度末にも開催した。 なお、令和5年9月に研究機関から提出された研究不正に関する調査結果報告書に基づき、令和5年10月に不正使用を行った者への処分を行うとともに、研究機関の最高責任者に対して再発防止策の徹底を要請し、併せて不正使用された研究費の返還請求を行った。 研究費の適正執行を確認するための実地検査は、計画した59課題全ての検査を終了した。 ○ 8月8日のSIPプログラム統括チームヒアリング及び8月21日のSIP評価委員会において、SIPプログラムの進捗状況、予算執行状況等の報告を行った。併せて、欧州委員会が令和5年7月に欧州議会及び理事会に提案したELV規則案（域内の新車への再生プラスチックの使用率の義務付け案）への対応が急務と認められ、高品質再生材の
--	--	--	---	---	--	---

					環境施策との連携としては、SIPからサーキュラー・エコノミーに係る企業のニーズや課題を環境省へ提供している。また、２ヶ月に一度程度の頻度でSIPの最新状況を報告し、環境省と連携できるよう調整している。 環境施策への反映の具体例としては、SIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）について、環境省から内閣府に対して令和５年度予算配分の提案がなされるよう働きかけた結果、SIPにおける取組の海外展開についてBRIDGEで連携して取り組むことにつながった（令和５年度BRIDGE 予算5,900万円を機構が執行）。 また、12月21日付のガバニングボードにおいて、「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査」に係るBRIDGEの補正予算が承認された。本補正予算は、SIP/BRIDGEにおいて実施中の課題から派生し、社会実装に向けて、世界的な市場獲得競争、ルール形成への対応が急務となっている課題に取り組むものであり、ASEAN地域等への循環産業の進出やASEAN地域等からの自然資本系資材を調達している企業のTNFD開示を通じた企業価値向上に係るFSを実施する。これは、SIPとの連携を踏まえたものであり、環境省からERCAに運営費交付金（9,200万円）が交付され調査研究を実施することとなった。 さらに、SIPからELV規則案対応の情報提供、働きかけがきっかけとなり、環境省が令和５年度の補正予算において「自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業」を実施する。当該事業において環境省が立ち上げる産官学連携のコンソーシアムでは、自動車OEM、Tier1企業等の参画により、SIPで開発される技術を社会実装するため事業が検討されており、SIPの出口戦略の一つとする予定。	安定供給に向けた取組に係る追加予算要望が「Ｓ」評価を獲得し、要望額満額の 2.9 億円の追加予算措置が認められた。 令和５年度の課題評価に向けては、12月２日、４日で全13課題に対してピアレビューを実施し、PDによる自己点検報告書とピアレビュー報告書に基づき、1月18日にプログラム統括チーム、２月５日にガバニングボードによる評価を受けた。令和５年度の評価としては総合評点117点で「Ａ」評価を獲得し、令和６年度予算として15.2億円が認められた。 ○ SIP の研究成果を環境施策への反映に向けては、SIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）について、環境省から内閣府に対して令和５年度予算配分の提案がなされるよう働きかけた結果、SIPにおける取組の海外展開について BRIDGE で連携して取り組むことにつながった。 また、12月21日付のガバニングボードにおいて、「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査」に係る BRIDGE の補正予算が承認された。本補正予算は、SIP/BRIDGE において実施中の課題から派生し、社会実装に向けて、世界的な市場獲得競争、ルール形成への対応が急務となっている課題に取り組むものであり、ASEAN 地域等への循環産業の進出やASEAN 地域等からの自然資本系資材を調達している企業のTNFD開示を通じた企業価値向上に係るFSをERCAにおいて実施することとなった。 さらに、SIP から ELV 規則案対応の情報提供、働きかけがきっかけとなり、環境省が令和５年度の補正予算において「自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業」を実施し、当該事業において環境省が産官学連携の自動車 OEM、Tier1 企業等が参画したコンソーシアムを立ち上げにつながった。SIP では技術開発、コンソーシアムではSIP 成果等の社会実装に向けた検証を行うなど、相互に連携することで成果の最大化を図った。 ＜課題と対応＞ ○ 研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進するため、PO 及び社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省各局に研究成果の橋渡しを行うとともに、国内外に対し研究で得られた新技術を積極的に紹介するなど、研究者への支援を強化していく。
	（推進費に係る指標） (b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：３件） （SIPに係る指標） (b2)コアメンバー会議の開催回数	② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版パイドル制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。	② 研究成果の社会実装を推進するため、産業技術力強化法（いわゆる「日本版パイドル制度」）に則り、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。	（推進費に係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：３件） （SIPに係る指標） コアメンバー会議の開催回数	② 知的財産出願数件数の把握 機構に業務移管された平成 29 年度以降に実施された研究課題について、令和５年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は20件であった。 得られた技術開発成果（知財）や研究成果は、令和４年度に引き続き「川崎国際環境技術展（11月）」、「新技術説明会（令和6年2月）」（JST 共催）で紹介したほか、令和５年度は、更なる研究成果の社会実装を目指し、循環型経済・サステイナブル経営の実現を目指す企業関係者との商談会である「サーキュラー・エコノミーEXPO」（令和6年2月～3月）に新たに出席し、研究者と企業とのマッチングを進めた。	

				また、(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) の「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業 (iNat 事業)」に申請し、令和6年度より知財戦略プロデューサーによる社会実装を見据えた知財戦略支援が決定した。 SIP においては、令和5年度の8月より研究開発が始まり、令和5年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は4件であった。 また、SIP では、知的財産について、知財委員会による管理が求められているため、知財委員会のメンバーとして有識者 (弁理士) を知財委員会の委員に加えた。さらに、SIP 内の研究テーマ間連携を促進するため、SIP 参画機関全体での「知財及びデータの取り扱いについての合意書」を作成し、合意書締結に向けた手続きを進めている。	○ 戦略及び計画に基づき公募を行うとともに、PDの要請に基づき、他の SIP 課題との連携や、ピアレビュー、PD自己点検報告に係る対応など、必要な研究管理を進めていく。	
(推進費に係る指標) (b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況 (追跡評価委員会への参画等) (平成 29 年度委員会出席実績 : 無し)	③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、推進費の研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。	③ 環境省が開催する追跡評価専門部に参画し、推進費の研究成果の活用状況等を把握する。令和2年度に実施された制度評価の結果や人的な交流等により、他の研究機関等における知見やノウハウの情報収集に努め、次年度の公募や研究管理に活用する。	(推進費に係る指標) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況 (追跡評価委員会への参画等) (平成 29 年度委員会出席実績 : なし)	③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 なお、令和2年度に終了した調査対象29課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数 (環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された (見込みを含む)。) は19件 (66%) であった。 また、中間・事後評価の実施方法の見直しに当たっては、他の配分機関等の実施方法を調査するなど、知見やノウハウの情報収集に努め、実施方法に反映した。		
(推進費に係る指標) (b4) プログラムオフィサー (PO) のキックオフ (KO) 会合、アドバイザーボード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績 : 全課題参加)	④推進費の各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO体制の強化、役割の見直し等により、POによる研究支援を強化、充実する。	④ 推進費において、KO会合、AD会合などが Web にて行われる場合でも適切に研究管理が行えるようにするための方策や機構職員の研究管理能力の向上方策等を進める。また、研究情報管理基盤システムの利便性向上やデータ利活用 (操作性、機能性等の改善) などにも引き続き取り組み、研究管理を効果的、効率的に行うことによって、研究者を	(推進費に係る指標) プログラムオフィサー (PO) のキックオフ (KO) 会合、アドバイザーボード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績 : 全課題参加)	④ POのKO会合・AD会合の参加及び研究支援の充実 研究者が主催するKO会合、AD会合について、Web 会議システムで開催されたものも含め、POは全てのKO会合、AD会合に参加した。 革新型研究開発 (若手枠) の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についてもPOから指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。 技術開発課題の社会実装を推進するため、該当課題については、研究管理を行うPOに加え、社会実装支援コーディネーターを配置し、2人体制で研究支援と社会実装支援 (特許の取得や企業とのマッチング) を充実させた。		

			支援する。更には、技術開発課題の社会実装を推進するため、特許の取得や企業とのマッチングを支援するコーディネーターを配置し、研究者を支援する。				
		⑤SIPについては、研究開発計画に基づき公募を行うための公募説明会を開催するとともに、効果的に研究管理を行うため、外部有識者（関係府省庁を含む。）によるコアメンバー会議を開催する。	⑤ 第3期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」について、研究開発計画に基づき公募を行うとともに、PDの指導のもと研究管理に取り組む。また、効果的に研究管理を行うため、外部有識者（関係府省庁を含む。）によるコアメンバー会議を開催する。		⑤SIPの研究開発計画に基づく公募及び会議の開催 令和5年4月18日から令和5年5月26日までの期間で公募を実施し、選考・評価委員会による書面審査、ヒアリング審査を経て、PD及び内閣府承認のもと、応募15案件中の13件を7月27日付で採択した。 また、PD統括のもと効果的に研究管理を行うため、PD、サブPD、内閣府、機構を中心メンバーとし、隔週でコアメンバー会議を開催した。（令和5年度：25回） さらに、6月14日にプラスチックのトレーサビリティ（情報流通）に係る関係省庁（環境省、経産省）との会合を開催した。今後も、各省庁の施策に連携してSIPの取組を進めるよう、継続的に会合を開催する予定であり、第2回会議を2月16日に開催した。 また、令和5年度より、PDによる研究管理の一環として、全体会議及びサブ課題ミーティング（年2回）、PD面談（年4回）、PD月報（毎月）を開催し、研究テーマ間の連携の促進や全体での状況共有を行っている。		
(C)研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。	研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進			
(推進費に係る指標) (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成29年度実績：1回）	① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。	① 研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実施方法を工夫して研究成果発表会を開催する。また、必要に応じて、POが各課題の研究成果の概要を環境省各担当課室に説明し、研究成果の	(推進費に係る指標) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成29年度実績：1回）	①研究成果の普及 令和4年度終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書を機構のホームページで公表した。また、令和4年度終了課題のうち、研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省に対して提出した。環境省との関与が少ない研究課題に対しては、POが研究成果の行政における活用の方向性等を取りまとめ、環境省担当課室に橋渡しを行った。			
(SIPに係る指標) (c1) SIPに関する情報発信回数			(SIPに係る指標) SIPに関する情報発信回数		さらに、令和5年5月29日に「環境研究総合推進費による		

		橋渡しを行うなど、環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。さらに、SIPに関する情報発信の強化及び研究費の適正執行に努める。		マイクロプラスチック問題の現状と研究について」をテーマとしたオンラインシンポジウムを環境化学物質3学会と合同で開催した（参加者 423 人）。 加えて、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」（経済産業省、文部科学省、環境省が設立し、約 200 の大学等が参加）に幹事機関として参画し、各大学の取組の情報を収集した。 SIPにおいては、P Dによる幅広い情報発信のため、産官学向けの講演会として、4 月19日のJ4CE、5 月18日のCEMVC研究会の2 回講演会を実施した。10月23～25日に東北大学が主催した国際シンポジウム「サーキュラー・エコノミーと気候変動のための放射光施設を活かした研究開発」において、岡部サブP DがSIPの取組内容を講演するとともに、会場において各研究課題（13課題）のポスター展示を用いて、研究内容の国際発信を行った。 また、令和6 年2 月20日に一般の方向けの情報発信の場としてSIPシンポジウムを主催、2 月28日から3 月1 日にサーキュラー・エコノミーEXPOに出展するなど、専門家だけでなく、一般の方への情報発信を行った。 さらに、機構主体の取組以外にもSIP参画企業及び大学等による広報活動も依頼しており、SIP参画企業及び大学からの情報発信や新聞報道等について50件の報告があがっている。 ② 「国民との科学・技術の対話」の支援 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した（36回）。 また、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、令和6 年1 月16日に「ISAP2023（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」（IGES主催）のテーマセッションをオンラインで開催し、推進費で実施している水俣条約の有効性の評価、ASGM（小規模金採掘）における水銀管理に関する研究成果を世界に向けて発信した（参加者135人）。さらに、推進費の英語版Webサイトにおいて、新たに英語の研究成果概要を掲載し、コンテンツの充実化を図った。 ③ 機構による国民対話の推進及び情報発信 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報	
（推進費に係る指標） （c2）一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）	② 実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。 ③ 機構において、国	② 実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、研究成果の発信力の強化にむけて、機構 Web サイトのプラットフォーム、SNS、英語版コンテンツ等により研究成果を積極的に発信する。また、研究成果の国際展開の強化に向けて、国際共同研究の実現に向けた検討を進める。 ③ 機構において、国民	（推進費に係る指標） 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）		

	民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。	を対象にしたシンポジウムやイベントをオンライン等の方法も活用して開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。また、技術開発課題の社会実装を推進するため、新技術や産学連携に関心のある企業関係者に向けたイベント等を開催する。		ツール「2023年版 推進費パンフレット」を制作（3,300部）し、各研究機関、大学等に配布した。 また、推進費ホームページにおいて、令和5年度開始課題の研究概要、令和4年度終了課題の研究成果等の情報を研究課題データベースに更新したほか、研究機関のイベント情報、プレスリリースを逐次、掲載するなど、推進費の実施状況や最先端の科学的情報を提供できるプラットフォームを適切に運用した。また、SNS（X（旧：Twitter））を運用し、研究成果等の情報発信を強化した。 さらに、推進費で得られた研究成果の社会実装を目指して、「川崎国際環境技術展（11月）」、「新技術説明会（令和6年2月）」（JST共催）、「サーキュラー・エコノミーEXPO（令和6年2月～3月）」において、研究者と企業等とのマッチングの機会（1対1の個別相談の場）を提供し、23者との面談を実施した（全8課題を紹介）。 過去の新技術説明会で発表した研究（9課題）の毎年実施している追跡評価結果によると、企業等との共同研究開発件数は、令和3年度に発表した研究課題は5件（令和4年度から4件増）、令和4年度に発表した研究課題は1件であり、共同研究開発の進展が見られた。 また、公益社団法人新化学技術推進協会と連携の上、化学メーカーの研究者、技術者等を対象に、推進費制度や資源循環領域の研究成果に関する勉強会を開催した。
--	---	--	--	--

	公正のための説明会 開催数			開催数	れた調査結果報告書に基づき、機構の「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」により迅速に措置を決める措置検討委員会を開催し、不正使用を行った者に対する処分を行った。また、研究機関の最高管理責任者に対して再発防止策の徹底を要請するとともに、研究機関に対して研究費の返還請求を行った。 SIP においては、研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール及び研究公正のための説明動画を YouTube に関係者限定で掲載し、いつでも閲覧可能とした。また、研究公正に関する内容は推進費と SIP で同一であることから、推進費で主催する説明会の場を活用するなど部内で連携することで省力化を図った。 ② 実地検査の実施 研究機関における適正な研究費執行の確認と、適正執行指導等を行う実地検査について、令和 5 年度の実地検査計画を策定するとともに、59課題の実地検査を令和 5 年 9 月から開始し、計画した全ての実地検査を計画通り 12 月までに完了した。 なお、研究費の不正使用が行われた研究機関に対して、再発防止策の実施状況等を確認するための実地検査を行い、再発防止策が滞りなく進められていることを確認した。 SIPにおいては、実地検査は研究期間における適正な研究費の執行確認を目的に、2 年目以降の課題を対象に実施する。令和 5 年度はSIP初年度にあたるため、実地検査を行わず令和 6 年度以降に実施する予定。		
	(推進費に係る指標) (d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数(平成 29 年度実績：50 課題) (SIP に係る指標) (d2) 実地検査を実施した研究課題数	② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行う。	② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中あるいは終了した研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行うこと を基本とし、計画的に行う。また、新型コロナウイルス感染症の影響下における書面検査の実績も踏まえ、より効率的・効果的な検査の実施方法等（実地に依る場合、書面に依る場合、対象課題（機関）の選定など）の検討を進める。	(推進費に係る指標) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数(平成 29 年度実績：50 課題) (SIP に係る指標) 実地検査を実施した研究課題数 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －			

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－2	公募、審査・評価及び配分業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 2 割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	＜評価指標＞								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	6,456,658
	高い研究レベルを確保するため、応募件数は第 3 期中期目標期間中 5 年間の水準以上を確保	－	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：261 件／年	328	303	327	319	332	決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	6,679,081
	革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32 件以上／年	業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年	53	54	51	60	52	経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	6,473,933
	＜関連した指標＞								経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	83,448
	外部有識者委員会の開催回数	－	平成 29 年度実績：3 回/年、領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回/年	委員会 3 回/研究部会 11 回（領域毎の研究部会各 2 回/年）※	委員会 3 回/研究部会 13 回（領域毎の研究部会各 2 回/年）※	委員会 4 回/研究部会 19 回	委員会 3 回/研究部会 17 回	委員会 3 回/研究部会 17 回	行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	6,473,933
	新規課題説明会の開催回数	－	平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年	1 回	0 回 （資料の HP 掲載により周知）	1 回	1 回	2 回	従事人員数	10	10	10	10	23
	早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	－	平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日	5/31	6/11	6/14	6/14	6/13						

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※各 3 回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各 2 回/年となったもの。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																													
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																						
					業務実績	自己評価	評定	A																					
	(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分事務 (A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は 前中期目標期間中5年間の水準 以上を確保 前中期目標期間中5 年間の実績平均値：261 件／年) ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中 期目標期間中 の水準 以上を確保 する設定とする。	(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分事務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。 ① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。	(2) 公募、審査・評価及び配分事務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。これらにより、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保する。 (前中期目標期間中5年間の実績平均値：261 件／年) ① 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を、公募要領確定後に具体的な公募内容を説明する説明会を行う。また、公募の実施時期以外の期間も研究者の相談に対応するため、PO及び機構職員によるオンライン相談会	＜主な定量的指標＞ 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保（前中期目標期間中5年間の実績平均値：261 件／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数（実績平均値：261 件以上）の水準以上を確保 令和5年9月13日から10月17日まで、令和5年度新規課題の公募をした結果、332 件（戦略研究プロジェクトを除く）の申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値（261 件）を27%上回る増加となった。 令和6年度新規課公募では、革新型研究開発（若手枠）の中に、若手枠A（600 万円以内／年）及び若手枠B（300 万円以内／年）を本格実装するとともに、特に提案を求める研究開発テーマとして、自然再興（ネイチャーポジティブ）、炭素中立（ネットゼロ）、循環経済（サーキュラーエコノミー）及びそれらを統合した行政要請研究テーマに該当する課題、並びに、多様な分野による総合的な知見により環境政策へ貢献する課題を設定し、公募を行った。 （表）新規課題公募申請件数の推移 <table><caption>（表）新規課題公募申請件数の推移</caption><thead><tr><th>年度</th><th>申請件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>H26</td><td>223</td></tr><tr><td>H27</td><td>251</td></tr><tr><td>H28</td><td>251</td></tr><tr><td>H29</td><td>308</td></tr><tr><td>H30</td><td>275</td></tr><tr><td>R1</td><td>328</td></tr><tr><td>R2</td><td>303</td></tr><tr><td>R3</td><td>327</td></tr><tr><td>R4</td><td>319</td></tr><tr><td>R5</td><td>332</td></tr></tbody></table> ①効果的な広報展開 効果的な広報展開のため、7月に推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた「2023年版 推進費パンフレット」を制作（3,300部）し、各研究機関、大学等に配布した。 また、令和6年度新規課題の公募に当たり、オンラインによる説明会を2回開催した（8月及び9月）。第2回オンライン公募説明会では、行政ニーズへの対応の強化を図るため、環境省担当課室の担当官が行政ニーズ（約50の行政要請研究テーマ）を説明する機会を設けた。2回のオンライン公募説明会には500名を超える多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）の参加が得られた。	年度	申請件数	H26	223	H27	251	H28	251	H29	308	H30	275	R1	328	R2	303	R3	327	R4	319	R5	332	＜評定と根拠＞ 評定：A 平成28年度の環境省から ERCA への業務移管以降、研究内容の「質」を確保するため、公募における公募件数の拡大や若手研究者の育成を図るといった、「量」を確保する取組を継続して行い、中期計画の所期の目標を上回る成果が得られたと認められることから、自己評価をAとした。 具体的には次のとおり。 (1) 公募の応募件数 高い研究レベルを確保するため、令和6年度の公募に当たり、従来の公募区分に加え、若手研究者の育成の支援と活躍促進を図る観点から、革新型研究開発（若手枠）の中に若手枠A（600 万円以内／年）及び若手枠B（300 万円以内／年）の本格実装を行った。また、環境省や関係機関と連携した公募説明会の開催、オンライン個別相談会によるきめ細かな申請相談を行った。これら結果、目標を上回る332 件(前中期目標期間の実績平均値 261 件に対し 27%増)の応募を獲得することができた。 (2) 若手研究者の育成 人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発（若手枠）の中に若手枠A（600 万円以内／年）及び若手枠B（300 万円以内／年）の本格実装を行った結果、目標を上回る52 件（中期計画目標値 32 件以上／年に対し 62%増）の若手研究者からの応募を獲得することができた。 また、若手研究者に対して、プログラムオフィサーによる研究マネジメント講習等を通じた育成支援を継続して実施した。 ※若手枠課題（12 課題）の事後評価では、上位2段階（S、A評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた。 (1－7－1 再掲) (以下、評価理由に掲げた事項の詳細) (1) 公募の応募件数 ○ 令和6年度新規課題の公募については、環境問題対応	評定 A ＜評定に至った理由＞ 若手研究者の育成の支援と活躍促進を図る観点から、革新型研究開発（若手枠）の中に若手枠A（600 万円以内／年）及び若手枠B（300 万円以内／年）の本格実装を行った。 また、環境省や関係機関と連携した公募説明会の開催や、オンライン個別相談会によるきめ細かな申請相談を行った。 これらの取組の結果、応募件数は目標を上回る 332 件（目標値 261 件に対し 27%増）、革新型研究開発（若手枠）でも目標を上回る 52 件(中期計画目標値 32 件以上／年に対し 62%増)を得ていることを踏まえて、評定は「A」とする。 ＜その他事項＞ なし。
年度	申請件数																												
H26	223																												
H27	251																												
H28	251																												
H29	308																												
H30	275																												
R1	328																												
R2	303																												
R3	327																												
R4	319																												
R5	332																												

			を年間通じて開催する。SNS による発信、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。推進戦略に掲げる重点課題の解決に向けて効果的に研究を進めるため、引き続き研究の実施状況等を整理するとともに、今後の研究のあり方について、他の研究の動向も踏まえ、戦略的な視点で組織的に検討する。		さらに、公募実施期間以外の期間も研究者の相談に対応するため、PO及び機構職員によるオンライン個別相談会を、年間を通じて32件開催し、推進費制度の説明や研究提案上の留意点に関するコーチングを実施した（昨年度実績53件）。 加えて、ホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。 このほか、令和5年度に実施した「革新型研究開発（若手枠）に関するアンケート調査結果」において、研究者の競争的研究費の情報収集先として、「大学・研究機関等からの紹介」、「Web サイト」が多かったことから、学会等の研究者コミュニティへの周知を行った。また、大学のURA や研究機関の研究推進部門との連携を一層強化するため、所属の研究者へのメール配信、公募ポスター・チラシの配布等を行った。 さらに、幅広い研究者を対象に周知を行うことを目的として、Web 広告を実施するなど、効果的に広報展開した。 また、（独）国立高等専門学会機構、（一社）京都知恵産業創造の森、（一社）うめきた未来イノベーション機構より講演の依頼を受けて、推進費の公募について説明を行った。 環境政策の貢献に資する質の高い研究を確保するため、令和6年度新規課題公募で提示された行政要請研究テーマ等に関する環境省主催のPDPA 意見交換会に参加した。環境政策の最新の動向、推進費で求められる研究成果等を把握し、評価委員の推進費制度の理解促進に繋がるよう、評価関連資料の作成やきめ細やかな説明等を行った。 （資料編 P95_推進1 環境研究総合推進費 令和6年度新規課題公募要領（抜粋版））	型、次世代事業に加え、革新型研究開発（若手枠）の中に、若手枠A（600万円以内／年）及び若手枠B（300万円以内／年）を本格実装して一定の採択枠を設けた。また、公募説明会は、オンラインでの開催や公募に関するオンライン個別相談会を実施した結果、332件の応募を得ることができた。（前中期目標期間の実績平均値比 27% 増） （2）若手研究者の育成 ○ 革新型研究開発（若手枠）について、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発（若手枠）の中に若手枠A（600万円以内／年）及び若手枠B（300万円以内／年）を実装し、第3期中期目標期間の採択枠（平成30～31年度新規課題の平均）を上回る規模に拡大し公募を行った。 また、公募説明会等において若手枠を積極的に広報するとともに、若手枠を含め個別相談会を積極的に行った結果、目標を上回る52件の応募を得ることができた。（対中期計画目標値比62%増） さらに、環境政策の貢献に資する質の高い研究を確保するため、令和6年度新規課題公募で提示された行政要請研究テーマ等に関する環境省主催のPDPA 意見交換会に参加した。環境政策の最新の動向、推進費で求められる研究成果等を把握し、評価委員の推進費制度の理解促進に繋がるよう、評価関連資料の作成やきめ細やかな説明等を行った。	
(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上／年（業務移管前2年間の実績平均値：27件／年） ＜定量的な目標水準	② 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。	② 推進費の制度や公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。	革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前2年間の実績平均値：27件／年）	② 広報の早期化 第1回 環境研究推進委員会（7月6日開催）において、公募の基本方針が決定した直後の7月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。	(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上/年確保 革新型研究開発（若手枠）は52件の申請があり、第4期中期計画に掲げる目標（32件）を62%上回る増加となった。	＜課題と対応＞ ○ 環境政策貢献型の競争的研究費として、行政ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、公募要領等において環境省の他の研究開発資金等との棲み分けを明確にしつつ、研究者が行政ニーズに関する認識を一層深めることができるよう、公募前から個別相談会を通じて周知していくほか、公募期間、事前審査の段階において研究者に確認を求めている。 ○ 研究者のダイバーシティを推進するため、若手研究者や女性研究者の参画をより一層後押しするための仕組みの検討や、多様性を考慮した審査体制を構築する等の検討を行う。	

	の考え方> (b)政府方針 において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では (a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。	① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。	枠) の応募件数を 32 件以上／年を確保する。 (業務移管前 2 年間の実績平均値:27 件／年) ① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、積極的な周知を行うなど若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。				
	(C)研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(C) 透明で公正な審査・評価の実施		
	<関連した指標> (c1) 外部有識者委員会の開催回数 (平成 29 年度実績：3 回年)、(領域毎の研究部会の開催回数:各 2 回/年)	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。	外部有識者委員会の開催回数 (平成 29 年度実績：3 回/年)、(領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回/年)	①環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営 令和 6 年度新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を 3 回開催するとともに、新規課題公募、中間・事後評価のヒアリング審査又は書面審査を行うため、各研究部会を 17 回開催し、業務を適切に運営した。		

		② 外部有識者により構成される推進委員会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。	② 外部有識者により構成される推進委員会及び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究情報管理基盤システムの利便性向上に取り組み、データの利活用をさらに進めることにより、研究評価を効果的に実施する。		② 公正な審査・評価の実施 新規課題公募の採択審査を公正に実施するため、昨年度の公募審査における課題等を抽出の上、機構職員とPOによるプロジェクトチームを設置し、評価体制、研究目標の設定要件等について見直しを行った。また、審査業務において新たにRPA（Robotic Process Automation）を導入し、ファイル分割、フォルダ作成、名称変更等の操作手順を自動化するなど、審査業務の効率化を図った。 （資料編 P101_推進2 環境研究総合推進費 令和6年度新規採択研究課題）		
(D)予算の弾力的な執行による利便性の向上	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。	予算の弾力的な執行による利便性の向上	(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上		
＜関連した指標＞ (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成30年度採択案件に係る実績：1回/年）	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールのより一層の改善について検討する。また、新規に採択された課題を対象に、実施方法を工夫して説明会を実施することなどにより、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。	新規課題説明会の開催回数（平成30年度採択案件に係る実績：1回/年）		① 予算の弾力的執行と利便性の向上 ライフイベント（出産・育児・介護）の事由による研究期間等の間合せの増加に鑑み、令和5年度の公募要領から、ライフイベント事由の休業による研究期間の延長の対象となる条件等について詳細に記載し、研究者に理解しやすいよう改善を図った。 また、研究費の使用ルールの徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、新規に採択された課題も含め、研究者及び研究機関等の会計事務担当者に対する事務処理説明会をオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した。 なお、令和5年度は、会計事務担当者からの要望を踏まえ、研究費予算を含む契約関係書類の提出期間を確保するため、翌年度当初に行う予定であった同説明会を前倒し（3/27）して開催した。		
(d2) 早期契約による	② 研究計画書又は交	② 研究計画書又は交付	早期契約による十分な研究		② 契約事務等の早期化による研究費の早期執行		

	十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等 手続の完了日（平成 30 年度 実績：平成 30 年 5 月 31 日）	付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等 手続の完了日（平成 30 年度 実績:平成 30 年 5 月 31 日） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知書を発送することにより、研究費の早期執行を図ることとしている。新規課題については、4 月 1 日から研究費の執行を可能とする契約書等を、相手方の事情により手続きができなかった 1 機関を除き、6 月 13 日までに発送した。なお、研究代表機関への研究費の支払いについても、相手方の事情により手続きができなかったものを除き継続契約課題については 5 月 31 日までに、新規契約課題については 7 月 31 日までに支払いを完了した。 また、研究費の総額が 4,000 万円/1 年を超える課題（継続契約及び新規契約ともに）についても、期日である 11 月 30 日に第 2 回目の支払いを完了した。		
--	--	--	---	--	---	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

様式 1－1－4－2 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－1		経費の効率化							
当該項目の重要度、難易度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー		8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲8.125%以上	平成 30 年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%	▲25.3%	▲24.3%	除く人件費、効率化除外経費等
	業務経費	▲5%以上	平成 30 年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%	▲18.8%	▲17.2%	除く人件費、効率化除外経費等

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和5年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	（1）経費の効率化	（1）経費の効率化	（1）経費の効率化	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定	B	
	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125 % 以上の削減を行うこと。	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。（消費増税による増加分を除く。）	一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。	① 一般管理費 一般管理費（令和5年度計画予算額→令和5年度実績額） ▲15 百万円（82 百万円→68 百万円） i）一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上）を達成すべく所要の額を見込んだ令和5年度予算（82 百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和5年度実績額（68 百万円）は第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲24.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和5年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ① 一般管理費 i）一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和5年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲24.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和5年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	評定	B	
	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、	公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフ	② 業務経費 業務経費（令和5年度計画予算額→令和5年度実績額） ▲188 百万円（1,472 百万円→1,284 百万円）	② 業務経費 i）業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効	＜評定に至った理由＞ 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標の達成をあらかじめ見込んだ令和5年度予算を作成し、その執行を通じて、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施している。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。		

	事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5 % 以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜定量的な目標水準の考え方＞ これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を	業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5 % 以上の削減を各勘定で行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5 % 以上の削減を各勘定で行うこと。	フェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5 % 以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。	i) 業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（平成 30 年度比▲ 5 % 以上）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和 5 年度予算を作成した。 その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和 5 年度実績額は、第 3 期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲17.2 %（公健▲16.6 %、石綿▲12.6 %、研究▲21.5 %、基金▲17.3 %）となり、目標を上回る水準を達成した。 ii) 業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 （資料編 P106_共通 1 予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係） （資料編 P108_共通 2 計画額及び実績額（令和 5 年度））	率化に努めた結果、令和 5 年度実績額は、第 3 期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲17.2 %（公健▲16.6 %、石綿▲12.6 %、研究▲21.5 %、基金▲17.3 %）となり、目標を上回る水準を達成した。 ii) 業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ＜課題と対応＞ ○ 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況等について四半期毎に理事会に報告する。	
--	--	---	---	---	---	---	--

	堅持する設定とした。						
--	------------	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1－1－4－2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－2		給与水準等の適正化							
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー		8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備				

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	〈関連した指標〉								
	対国家公務員指数 （年齢・地域・学歴勘案）	－	－	令和元年6月末公表 値：105.9	令和2年6月末公 表値：105.4	令和3年6月末公表 値：107.9	令和4年6月末公表 値：105.9	令和5年6月末公表 値：105.2	

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和5年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（2）給与水準等の適正化	（2）給与水準等の適正化	（2）給与水準等の適正化	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定	B
	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日 閣議決定）等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。	令和4年度の給与水準及び検証結果について、令和5年6月30日に機構ホームページ上に公表した。 令和4年度の対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は105.2（令和3年度指数105.9）であり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「妥当な水準」であるとの評価を受けた。	評定：B 年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。 ○給与水準については、主務大臣から「妥当な水準」であるとの評価を受けた。 ○給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。	＜評定に至った理由＞ 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は、105.2（令和3年度指数105.9）となっており、前年度に比べて0.7ポイント減少している。機構では専門性がある業務が多いという特性から大卒以上の職員や管理職が占める割合、住居手当支給割合が国と比べて高いこと等を鑑みると、妥当な水準であると考ええる。 役員報酬について、機構における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、令和4年度業務実績評価結果がB評価であることを勘案して、「B」評価とした。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。	
	＜関連した指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前	上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。		＜その他の指標＞ －		＜課題と対応＞ ○引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。	＜今後の課題＞ 特になし。	
				＜評価の視点＞ ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。			＜その他事項＞ 特になし。	

	年度比、経年 比較 による 趨 勢 分 析 等。						
--	--------------------------------	--	--	--	--	--	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
Ⅱ－3	調達合理化													
当該項目の重要度、難易度	－				関連する政策評価・行政事業レビュー				8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備					

（単位：件、百万円）

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）		令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度		（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
①調達等合理化計画の実施状況														
競争性のある契約	－	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913	(73.8%) 31	(89.1%) 465	(66.7%) 26	(96.3%) 1,794	
うち競争入札等	－	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459	(64.3%) 27	(38.1%) 199	(56.4%) 22	(89.6%) 1,669	
うち企画競争・公募	－	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454	(9.5%) 4	(51.0%) 266	(10.3%) 4	(6.7%) 125	
競争性のない随意契約	－	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78	(26.2%) 11	(10.9%) 57	(33.3%) 13	(3.7%) 69	
合計	－	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991	(100.0%) 42	(100.0%) 522	(100.0%) 39	(100.0%) 1,863	
②一者応札・応募の状況														
2者以上	－	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550	(83.9%) 26	(84.8%) 394	(76.9%) 20	(92.5%) 1,659	
1者	－	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363	(16.1%) 5	(15.2%) 71	(23.1%) 6	(7.5%) 135	
合計	－	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913	(100.0%) 31	(100.0%) 465	(100.0%) 26	(100.0%) 1,794	

（注1）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）各年度の上段（ ）書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	(3) 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 ＜関連した指標＞ 競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。	(3) 調達の合理化 ① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。	(3) 調達の合理化 ① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。	＜主な定量的指標＞ 競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞ ① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 ア. 随意契約の状況 令和5年度は、契約件数39件、契約金額1,863百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた13件、69百万円の契約を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)として調達を実施した。 イ. 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施している。【実施割合:100%】 (ア) 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。 (イ) 契約手続審査委員会(同分科会を含む。以下同じ。)による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 (ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。 ウ. 入札参加機会拡大のための取組み (ア) 環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくととも	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下により、中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 令和5年度に締結した契約39件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた13件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付した。 ② 調達等合理化の取組の推進 競争性のない随意契約13件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、令和5年度に契約監視委員会を開催し、令和4年度の契約の状況に係る報告及び「令和4年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和5年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和5年度4月に策定、5月に公表を行った。 令和5年度に締結した契約39件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告し、公表を行った。 調達にあたっては、入札参加機会拡大の取組みを図るとともに、一括調達など効率的かつ効果的な調達を実施した。	＜評定に至った理由＞ 令和5年度に締結した契約39件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた13件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付している。また、競争性のない随意契約13件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされている。 契約監視委員会において、令和4年度の契約の状況に係る報告及び「令和4年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和5年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和5年度4月に策定、5月に公表を行った。 また、令和5年度に締結した契約39件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告し、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されている。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

				に、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。 (イ) 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。 エ. 効率的かつ効果的な調達 機構内で共通するコピー用紙について、スケールメリットの観点から一括調達を実施した。 オ. 新型コロナウイルス感染症等への対応 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となった以降も、一般競争入札等における入札書の郵送による受付、入札説明書等の資料の交付をメール送信とすること、提案書等に係るヒアリングへの参加をオンラインでも可能とするなど、これまでの対面による調達事務についての新型コロナウイルス感染症等への対応を実施した。 ② 調達等合理化の取組の推進 ア. 随意契約に関する内部統制の確立 ○ 該当事案に係る審査の厳格化 令和5年度の競争性のない随意契約 13 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 【契約手続審査委員会による審査の件数：13 件(全件)】 イ. 契約に係る審査体制の活用 (ア) 機構内における審査体制 a. 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な	＜課題と対応＞ ○ 推進体制の見直し 審査の効率性を図るため、契約手続審査委員会の一層の見直しを図る。 ○ 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切な PDCA サイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。 また、内部向け契約事務マニュアルの改訂等も踏まえ、今後も引き続き、不祥事発生の未然防止に取り組んでいく。	
	② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。 i) 調達等合理化計画の策定	② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。 i) 調達等合理化計画の策定				

		調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。	調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。		運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、令和5年度は、本委員会42回、分科会8回を開催し、計49案件の審査を実施した。 また、令和5年度から、委員会の構成等を変更し、調達事務の効率化と同時に事務負担の軽減を図った。 b. その他の審査等 ・少額随意契約案件の審査 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、令和4年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。 ・1,000万円以上の予定価格の設定 1,000万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務部担当理事の審査を実施した。 ・契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。 (イ) 契約監視委員会による審査 令和5年度は、競争性のない随意契約13件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、令和5年4月に開催した契約監視委員会において、令和4年度の契約の状況に係る報告及び「令和4年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和5年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。 ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組 令和5年度は、機構職員に対し、環境省から講師を招き、国の会計制度・契約制度等に関する研修機会を設けた。【実施結果：国の会計制度・契約制度等に関する研修（令和5年7月）】 また、電子帳簿保存法等への対応として、文書		
--	--	---	---	--	---	--	--

					管理規程における保存年数をはじめとして関連規定の一部を見直すとともに、これに係る説明会を実施した。【実施結果：電子帳簿保存法への対応に係る説明会（令和５年１２月）】 （資料編 P118_共通３ 令和５年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価）		
--	--	--	--	--	---	--	--

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－4	情報システムの整備・管理		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	＜関連した指標＞								
	PMOの設置及び支援実績	－	－	－	－	－	令和4年度 12 月に設置し、関連規程を令和5年度3月に整備した。 支援実績：計8件 ※令和4年度構築、令和5年度稼働開始案件を含む。	支援実績：計10件 ※令和5年度構築、令和6年度稼働開始案件を含む。	

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和5年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(4) 情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 ＜関連した指標＞ PMOの設置及び支援実績	(4) 情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	(4) 情報システムの整備・管理 i) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り設置したPMOを中心に情報システムの適切な整備及び管理を行う。	＜主な定量的指標＞ PMOの設置及び支援実績 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ 1. 令和5年度は、以下の情報システムの整備、更改(改修を含む。)に対応するため、PMOの役割を担う情報システム課が原課から情報システム企画書が提出された各整備、更改等の案件に参画し、仕様書策定から稼働開始までを支援した。 改修案件においては各部担当者から仕様、要件の詳細を聴取し、不必要な改修を抑制することで仕様、要件の精度を上げた。また、各部担当者と業者の間に入り、仕様の詳細を伝え、両者間の認識の齟齬をなくすことで後戻り工程等、不要な工数を削減できた。 整備、更改(改修以外) 案件においては、各部担当者と実現したい機能/非機能要件を整理し、提案事業者と折衝するとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策となるよう、調達仕様を確認し、要件の漏れがないよう	＜評定と根拠＞ 評定：B 各部が所管する情報システムの調達にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に則ったセキュリティ対策を講じつつ、機能をスリム化するなどして合理化を図った。また、次期基幹LANシステムにおいては、多様な働き方に対応できる仕様としており、今後の効率的な業務遂行が期待できることから自己評価をBとした。 ＜課題と対応＞ PMOがより精緻な情報システム投資計画を立てられるようにするため、次年度予算要求前の情報システム企画書の提出を徹底する。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 情報システムの調達にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」にのっとりたセキュリティ対策を講じつつ、各部担当者と仕様や機能要件の詳細を調整し、業者と折衝することにより合理化を図っている。 また、令和6年12月稼働開始予定の機構の基幹LANシステムの更改においては、役職員の意見を反映し、端末の軽量化、在宅勤務における執務室勤務者との円滑なコミュニケーションツール導入等、多様な働き方に対応できる仕様とするなど、情報システムの整備及び管理が適切に行われている。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。	

			ii) 令和6年12月更改予定の次期PCインフラ基盤システム、仮想基盤サーバについて、現行システムの課題を踏まえ調達し、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに則りプロジェクト管理を行う。	努めた。 【整備案件】 (新規構築) ・人事管理システム（総務部）※令和6年7月稼働開始予定。 ・公害健康被害予防事業研修等の実施に係るLMS（予防事業部、熱中症対策プロジェクトグループ）※令和6年9月稼働開始予定。 (改修) ・給与システム（総務部）※令和6年3月稼働開始済。 ・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和6年4月稼働開始予定。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和6年12月稼働開始予定。 ・研究情報管理基盤システム（環境研究総合推進部）※令和6年4月稼働開始予定。 (更改) ・基幹LANシステム（総務部）※令和6年12月稼働開始予定。 ・機構ウェブサイト（総務部）※令和6年4月稼働開始予定。 ・例規システム（総務部）※令和6年4月稼働開始予定。 ・ぜん息・COPD 電話・メール相談システム（予防事業部）※令和6年4月稼働開始予定。 2. 稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守業者との定例会出席等、安定稼働に向けた支援を行っている。 3. 令和6年12月稼働開始予定の機構の基幹LANシステムの更改における構築・運用保守業者選定し、設計に着手した。 なお、次期基幹LANシステムは、役職員の意見を反映し、端末の軽量化、在宅勤務における執務室勤務者との円滑なコミュニケーションツール導入等、多様な働き方に対応できる仕様とした。 4. 一部情報システムの更改に向けて仕様策定前から関与し、各担当から業務フロー等、業務要件の聞取りを開始している。 汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）では業務フロー、データ構成の見直し等を行い、情報システムのスリム化への検討を始めた。研究情報管理	情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行えるPMO要員が不足しているため、経験を持つ人材の採用、既存職員の教育を行い、必要人材の確保に努める。	<その他事項> 特になし。
--	--	--	---	--	--	------------------

					基盤システム（環境研究総合推進部）では改めて現在の業務フローを洗い出し、必要な機能を精査した結果、スクラッチ開発を廃止し、SaaSを活用する移行方針としたことで、費用の大幅な削減が出来る見込みである。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
（注）「業務の電子化に関する目標」については、上記「第3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅲ－1		財務運営の適正化							
当該項目の重要度、難易度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー		8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和5年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	（1）財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。また、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処	（1）財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、	（1）財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 別紙のとおり	<主な定量的指標> 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。 <その他の指標> － <評価の視点> ・計画予算と実績について「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	<主要な業務実績> ① 適切な予算、資金計画等の作成 i）令和5年度計画予算と実績（概略） 法人総計としての収入は、計画額 456 億円に比し実績額約 464 億円と＋9 億円（＋1.9％）となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 551 億円に比し実績額約 473 億円と▲78 億円（▲14.2％）となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 [収入] 計画予算 32,109 百万円 実績 32,011 百万円 差額 ▲99 百万円 収入は、運用収入が見込みを下回ったこと等により、▲99 百万円となった。 [支出] 計画予算 36,934 百万円 実績 32,043 百万円 差額 ▲4,891 百万円 支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少等に伴う公害健康被害補償予防業務経費が見込みを下回ったこと等によ	<評定と根拠> 評定：A 資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、機構の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和5年度においては、債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を8割を超えるまでに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めたことから、自己評価をAとした。 ○ 令和5年度については、第4期中期計画に基づき、年度計画予算等を作成した。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行っ	評定	A	<評定に至った理由> 第4期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理に務めている。 また、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図り、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っていると認められる。 さらに、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の積極的な購入を進め、令和5年度においては、債券購入額に占るグリーンボンド等の比率を 80.1％までに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献した。 なお、当期の運営費交付金債務については、中期目標期間の最終年度にあたることから、精算のための収益化を実施したため、存在しない。 以上のことから、環境保全等に資金面から貢献し、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるこ

	理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。 ＜関連した指標＞ 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。	資金計画については、別紙のとおり。 ②適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。	②適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講じるものとする。	り、▲4,891 百万円となった。 ・石綿健康被害救済業務勘定 [収入] 計画予算 4,641 百万円 実績 4,853 百万円 差額 212 百万円 収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が発生したこと等により、＋212 百万円となった。 [支出] 計画予算 5,901 百万円 実績 5,669 百万円 差額 ▲232 百万円 支出は、石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったこと等により、▲232 百万円となった。 ・環境保全研究・技術開発勘定 [収入] 計画予算 6,508 百万円 実績 6,985 百万円 差額 ＋476 百万円 収入は、運営費交付金の追加交付があったこと等により、＋476 百万円となった。 [支出] 計画予算 6,524 百万円 実績 6,758 百万円 差額 ＋234 百万円 支出は、運営費交付金の追加交付に伴う環境保全研究・技術開発業務経費の増等により、＋234 百万円となった。 ・基金勘定 [収入] 計画予算 1,594 百万円 実績 1,674 百万円 差額 ＋80 百万円 収入は、受託収入の増等により、＋80 百万円となった。 [支出] 計画予算 5,266 百万円 実績 2,548 百万円 差額 ▲2,719 百万円 支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込みを下回ったこと等により、▲2,719 百万円となった。 ・承継勘定 [収入] 計画予算 735 百万円 実績 921 百万円	た。 ○ 資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図っている。 また、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の積極的な購入を進め、令和 5 年度においては、債券購入額に占るグリーンボンド等の比率を 80.1%までに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めた。 債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率： 令和元年度 31.1% 令和 2 年度 20.8% 令和 3 年度 46.5% 令和 4 年度 57.1% 令和 5 年度 80.1% ＜課題と対応＞ ○ 今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 ○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入を進めていく。	とから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	---	--	--	--

				差額 +186 百万円 収入は、正常債権以外の債権の回収等により、+186 百万円となった。 [支出] 計画予算 463 百万円 実績 250 百万円 差額 ▲213 百万円 支出は、仮差押保証金等が見込みを下回ったこと等により、▲213 百万円となった。 ii) 運営費交付金債務の発生状況 当期の運営費交付金債務については、中期目標期間の最終年度にあたることから、精算のための収益化を実施したため、存在しない。各勘定の内訳は以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 運営費交付金債務なし。 ・環境保全研究・技術開発勘定 令和4年度末残高 87 百万円 当期発生額 ー百万円 当期取崩額 87 百万円 令和5年度末残高 ー百万円 ・基金勘定 運営費交付金債務なし。 iii) 財務の状況 (ア) 当期総利益 令和5年度の総利益は 611 百万円であり、その主な発生要因は、環境保全研究・技術開発勘定における運営費交付金精算収益化等によるものである。 各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 53 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 ・石綿健康被害救済業務勘定 ー百万円 (主な要因) ー (注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 ・環境保全研究・技術開発勘定 315 百万円 (主な要因) 運営費交付金の精算収益化等 ・基金勘定 145 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等		
--	--	--	--	---	--	--

				・承継勘定 98 百万円 (主な要因) 割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等 (イ) 利益剰余金 利益剰余金は、令和 4 年度末の 13,901 百万円に対して、令和 5 年度は、繰越積立金取崩額 3 百万円、当期積立額 611 百万円を計上し、令和 5 年度期末時点では 14,509 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 905 百万円 ・石綿健康被害救済業務勘定 一百万円 ・環境保全研究・技術開発勘定 806 百万円 ・基金勘定 743 百万円 ・承継勘定 12,055 百万円 (資料編 P106_共通 1 予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係) (資料編 P108_共通 2 計画額及び実績額 (令和 5 年度)) (資料編 P121_共通 4 -① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体)) (資料編 P123_共通 4 -② 財務情報 主要な財務データの経年比較) ②適切な資金運用 i) 「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。 ii) 平成 28 年度から続いたマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しい中、効率的な資金運用を図る観点から、 ア. 預金引き合いにおいては、引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等の預金運用の弾力化を図った。 イ. 公害健康被害予防基金においては、令和 5 年度に償還された債券及び預金の償還額 33 億円について、11 銘柄、28 億円の債券を購入した。(令和 4 年度取得 17 銘柄、41 億円) ウ. 地球環境基金においては、令和 5 年度に償還された債券、預金の償還額 10 億円について、5 銘柄、10 億円の債券を購入した。(令和 4 年度取得 14 銘柄、30 億円) エ. 一部の資金の余裕金(維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金)について、運用環境や資金の性質も考慮しつつ 36 銘柄、138 億円の債券を購入した。(令和 4 年度取得 26 銘柄、183 億円)		
--	--	--	--	--	--	--

					これらの結果、引き続き普通預金残額の圧縮を図ることができている。 iii) 環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして積極的に購入を進めており、令和5年度においても、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を 141 億円購入（令和4年度取得 145 億円）した。 (資料編 P124_共通 5 令和5年度運用方針)		
--	--	--	--	--	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1－1－4－2 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
Ⅲ－2		承継業務に係る適切な債権管理等						
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー		8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備			

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	〈関連した指標〉								
	債権残高	—	115 億円	81 億円	47 億円	32 億円	13 億円	7 億円	
	（うち一般債権）	—	80 億円	54 億円	35 億円	23 億円	10 億円	5 億円	
	（うち一般債権以外の債権）	—	36 億円	27 億円	12 億円	9 億円	3 億円	2 億円	

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和5年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（2）承継業務に係る適切な債権管理等	（2）承継業務に係る適切な債権管理等	（2）承継業務に係る適切な債権管理等	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定	A
	貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。	① 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下 i)～iv)を実施する。	① 適切な債権管理等 回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。	回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。	① 適切な債権管理等	評定：A 年度計画に基づく取り組みを実施し、以下の成果をあげることができたため、自己評価を A とした。 ○ 債権残高は、令和4年度末の13億円から6億円圧縮し、令和5年度末7億円となった。（令和4年度末比▲46％）。 ○ 一般債権以外の債権残高については、令和4年度末の3億円から1億円圧縮し、令和5年度末2億円となった。（令和4年度比▲33％）。より回収困難度が高まる中、過去の平均圧縮率を上回る結果となった（過去の平均圧縮率：▲25％）。 また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率については29％となり、過去平均と比較しても良好な結果となった（一般債権以外の債権比率の過去平均：35％）。 一般債権以外の債権に係る法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、連帯保証人の資産に対する差押、債務者及び保証人に対する訴訟を厳正、迅速に実施	＜評定に至った理由＞ 債権残高は、令和4年度末の13億円から6億円圧縮し、令和5年度末7億円となった（令和4年度末比▲46％）。 一般債権以外の債権残高については、令和4年度末の3億円から1億円圧縮し、令和5年度末2億円となった（令和4年度比▲33％）。より回収困難度が高まる中、過去の平均圧縮率を上回る結果となった（過去の平均圧縮率：▲25％）。 また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率については29％となり、過去平均と比較しても良好な結果となった（一般債権以外の債権比率の過去平均：35％）。 一般債権以外の債権に係る法的処理につ	
	＜関連した指標＞ 回収額等、債権残高、	i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握	i) 約定弁済先への対応	＜その他の指標＞ －	i)貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた行	○ 一般債権以外の債権残高については、令和4年度末の3億円から1億円圧縮し、令和5年度末2億円となった。（令和4年度比▲33％） より回収困難度が高まる中、過去の平均圧縮率を上回る結果となった。 （過去の平均圧縮率：▲25％） また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率については29％となり、過去平均と比較しても良好な結果となった。		

	貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。	貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。		動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。 また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。 このような取組みの結果、倒産リスクを抱えていた債務者から全額回収が図られた。	（一般債権以外の債権比率の過去平均：35%） ○ 一般債権以外の債権に係る法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、連帯保証人の資産に対する差押、債務者及び保証人に対する訴訟を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（不動産情報取得手続）を活用し、債務者及び保証人の資産情報を把握することができた。	し、さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（不動産情報取得手続）を活用し、債務者及び保証人の資産情報を把握している。 以上のことから、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉の継続、回収の早期化・最大化に関する取組について、所期の目標を上回る成果を得られていると認められることから、「A」評価とした。
	ii) 返済態様	延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。	ii) 延滞先への対応	ii) 延滞先への対応 ア 返済態様 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況等の把握に努めるとともに、中小企業活性化協議会と連携することによって、債務者の抜本的な事業再生手続を開始させることができた。また、中小企業活性化協議会において成立した事業再生計画に基づき、債務者、保証人から計画どおりの回収を図った。	＜課題と対応＞ 一般債権の回収が順調に進む一方、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。今後は、引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続するとともに、債務者の事業再生支援等を積極的に推進し、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。	＜今後の課題＞ 一般債権の回収が順調に進む一方、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。今後は、引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。
	iii) 法的処理	債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅速に法的処理を進める。	イ 法的処理	イ 法的処理 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、昨年度から係属中の連帯保証人資産に対する差押 1 件及び債務者、保証人に対する訴訟 1 件に加え、令和 5 年度は債務者、保証人に対する訴訟を新たに 2 件提起した。		＜その他事項＞ 特になし。
	iv) 償却処理	形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権	ウ 償却処理	ウ 償却処理 令和 5 年度は償却適状となった債権はなかった。		

	権は迅速に償却処理を進める。 ② 債権状況の明確化等 将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。	た債権は迅速に償却処理を進める。 ② 債権状況の明確化 当年度の期首と期末の債権残高を比較し、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明らかにする。		② 債権状況の明確化 令和５年度中の債権残高の変動状況は下表のとおりである。 令和５年度末時点の債権残高は、令和４年度末残高 13 億円から 6 億円減少し、7 億円（令和４年度比▲46％）となった。 ・ 債権残高変動状況表 （単位：億円） <table><tr><th>債権区分</th><th>令和４年度末残高①</th><th>回収②</th><th>償却③</th><th>移入④</th><th>移出⑤</th><th>令和５年度末残高 ①・②・③+④・⑤</th></tr><tr><td>破産更生債権等</td><td>1</td><td>0</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>2</td></tr><tr><td>貸倒懸念債権</td><td>2</td><td>0</td><td>-</td><td>-</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>小 計</td><td>3</td><td>0</td><td>-</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>一般債権</td><td>10</td><td>6</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>5</td></tr><tr><td>合 計</td><td>13</td><td>6</td><td>-</td><td>1</td><td>1</td><td>7</td></tr></table> （注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 債権残高の推移 （単位: 億円） <table><caption>債権残高の推移 (単位: 億円)</caption><tr><th>区分</th><th>一般債権</th><th>貸倒懸念債権</th><th>破産更生債権等</th><th>合計</th></tr><tr><td>H30</td><td>80</td><td>29</td><td>7</td><td>115</td></tr><tr><td>R1</td><td>54</td><td>6</td><td>20</td><td>81</td></tr><tr><td>R2</td><td>35</td><td>4</td><td>8</td><td>47</td></tr><tr><td>R3</td><td>23</td><td>3</td><td>6</td><td>32</td></tr><tr><td>R4</td><td>10</td><td>2</td><td>1</td><td>13</td></tr><tr><td>R5</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td><td>7</td></tr></table> （注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。	債権区分	令和４年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和５年度末残高 ①・②・③+④・⑤	破産更生債権等	1	0	-	1	-	2	貸倒懸念債権	2	0	-	-	1	1	小 計	3	0	-	1	1	2	一般債権	10	6	-	-	-	5	合 計	13	6	-	1	1	7	区分	一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等	合計	H30	80	29	7	115	R1	54	6	20	81	R2	35	4	8	47	R3	23	3	6	32	R4	10	2	1	13	R5	5	2	1	7	
債権区分	令和４年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和５年度末残高 ①・②・③+④・⑤																																																																												
破産更生債権等	1	0	-	1	-	2																																																																												
貸倒懸念債権	2	0	-	-	1	1																																																																												
小 計	3	0	-	1	1	2																																																																												
一般債権	10	6	-	-	-	5																																																																												
合 計	13	6	-	1	1	7																																																																												
区分	一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等	合計																																																																														
H30	80	29	7	115																																																																														
R1	54	6	20	81																																																																														
R2	35	4	8	47																																																																														
R3	23	3	6	32																																																																														
R4	10	2	1	13																																																																														
R5	5	2	1	7																																																																														

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

	要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 ＜関連した指標＞ 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。 ii）リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。 iii）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	するための計画を策定し、内部統制・リスク管理委員会において半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。 ii）リスク管理の強化 機構全体でヒヤリハット事例や外部意見の収集を促進し、インシデントの未然防止や業務改善策の検討・共有を行う。 iii）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 iv）役職員の内部統制に関する意識の向上 機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコン	＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の実情を把握するため、内部統制担当理事と職員との面談を実施（５・６等級職員 38 名）した。 ii）リスク管理の強化 事務事故は 13 件（前年度 10 件）発生している。事務事故は発生後速やかに役員に情報共有するという認識はあるものの、事務事故かどうかの認識が薄い事案が見られたことから、事務事故又はその発生可能性があるものを含め速やかに報告するように意識づけるため主なインシデントの例と報告の対象かを明確にする分類表を作成し、内部統制研修で周知した。 iii）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制等監視委員会を開催し、ERCA の業務実績及び内部統制・リスク管理の状況について外部有識者を含めた委員により検証を行った（９月）。 外部委員からは、再発防止策の有効性の検証を行うべき、事故などの共有ができる風土の醸成について指摘があった。 外部有識者からのアドバイスを活かし、再発防止策の定着状況の確認や、インシデントへ速やかに対応しリスクを最小限に抑えるため、速やかに報告がされる工夫を行った。（上記 ii）） iv）役職員のコンプライアンス意識の向上 ア 内部統制研修 内部統制の基本的考え方、各種報告制度等について、全職員を対象に内部統制研修を行った（１月）。 事務事故の認識、事務事故の可能性を認知した際の速やかな報告、有効な再発防止策などについて実施を行い、研修後	ら企画課・情報システム課に報告を求める改善を図った。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	--	--	--	-----------------------------------	---

			プライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。また、業務改善や再発防止策の策定など具体的な事例を活用した研修を実施し、実践的な考察力強化を図る。		のアンケートでは理解度が 94.4%であった。 イ コンプライアンス向上の取組 コンプライアンス遵守、ハラスメント防止に対する意識向上を図るため、全職員を対象としたコンプライアンス・ハラスメント防止研修を実施した（2月）。 また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、コンプライアンスチェックシートによる自己点検を実施し、正答率は 99.30%だった（12月）。 （資料編 P126_共通6 内部統制の推進に関する組織体制（R5. 3～））		
--	--	--	---	--	---	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VIII－4－2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等								
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー		8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備					

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	〈関連した指標〉								
	全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	－	年1回・100%	1回・100%	1回・100%	1回・100%	2回・100%	2回・100%	
	標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数）	－	年2回	2回	2回	2回	2回	2回	
	担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率）	－	年1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和5年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	（2）情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年11月12日法律第104号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i)情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリ	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i) 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基	＜主な定量的指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	＜主要な業務実績＞ i) 情報セキュリティ対策の強化 ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「令和5年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、次の通り各種取組を推進し、機構の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 （ア）情報システム管理委員会の開催 情報システム管理委員会を開催し、各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況、情報セキュリティインシデントの情報	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和5年度情報セキュリティ対策推進計画に定めた「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」の改定、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティ研修を確実に実施したことから、自己評価をBとした。 ＜課題と対応＞ 標的型攻撃の手法も多様化している中、組織全体の情報セキュリティに対する意識をより向上させる必要がある。 そのため、研修機会を増やして標的型攻撃に関する手口や被害、復旧に係るコスト等を繰り返し伝え、リスクの大きさを	評定	B	＜評定に至った理由＞ 「令和5年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、情報セキュリティに関する教育・訓練、対策の自己点検、監査などの取組を推進し、情報セキュリティレベルの向上に努めた。 また、文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、文書管理システムの本格的な運用を

	見直し、対応する。 また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。 また、文書管理、情報公開については、法令等に従い 適切に対応する。 ＜関連した指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	ティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。	ィ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、令和５年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、サイバー攻撃への対策や情報セキュリティインシデント発生防止を目的とし、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、情報セキュリティ自己点検、標的型メール攻撃訓練等を実施し、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。		等を共有した。情報セキュリティインシデントの事例を共有することにより、機構内で同様のインシデントが再発しないよう啓発を図った。情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組の報告、事例共有並びに情報セキュリティ対策基準の改定を協議、決定した。（７月、１２月、３月実施）。 （イ）情報セキュリティ対策基準の改定、情報セキュリティ実施手順書の改正 業務実態に合わせて情報セキュリティ実施手順書の改正を行った（８月）。「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（以下、「政府統一基準」という。）」の令和５年度改定に準じた情報セキュリティ対策基準を改定（３月）し、令和６年４月に情報セキュリティ実施手順書の改正を行った。 改正内容の周知に併せて職員に対して説明会を行った（３月）。 （ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員に訓練を行い、情報セキュリティ実施手順書に定めたルール通りの対応が確認できなかった職員及びその上長に対して追加でフォローアップ研修を行った（１１月）。 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を対面及びオンラインのハイブリッド形式で行い、不審メールへの対応や情報セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（６月、１２月実施）。 また、研修後に理解度テストを行い、研修の効果を確認した（７月、１２月実施）。 理解度テストの結果を分析し、最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者から各部の情報セキュリティ責任者に対して、所属職員のテスト結果を展開して指導するよう指示し、セキュリティレベルの把握、向上を図った。 理解度の低かったポイントを情報セキュリティ研修で重点的にフォローした。 外部講師を招き、サイバー攻撃の情勢や手法を理解するとともにサイバー攻撃のデモンストレーションを行った。実際の攻撃手法を体験することで役職員の情報セキュリティ意識について、より一層の向上を図った（２月実施）。 （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況等確認のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を行った（１１月	浸透させていく。また、情報システム管理委員会において、最高情報セキュリティ責任者から各部の情報セキュリティ責任者へ配下の職員への情報セキュリティの意識づけと日ごろの管理徹底の指示を行ったため、正しく管理ができているか継続して確認と支援を行う。 在職３年未満の職員が情報セキュリティ実施手順書に定めたルール通りの対応が確認できなかった比率が高かったことが訓練により判明した。情報セキュリティ自己点検において入職１年目の職員の理解度が低かった点も踏まえ、入職時研修のセキュリティ関連の説明時間を延ばし、情報セキュリティ実施手順書の説明を詳細に行うこと、並びに入職３ヶ月後にフォローアップ研修を受講させることで情報セキュリティ意識の維持、向上を図ることとした。 個人情報保護委員会による監査において、個人情報保護管理者・担当者向けに特化した研修内容の必要性、個人情報を取り扱う職員全員向け研修の受講確認方法について指摘があったことから、研修内容と受講者確認体制を改善した。 受講者確認方法においては、各部署の個人情報管理者・担当者に受講管理をさせる体制とすることで、役割を認識させるよう働きかけた。 個人情報保護管理者・担当者向け研修について、来年度以降の実施方法について引き続き検討していく。 文書管理の規程体系と内容については、行政文書のガイドラインに即したもの及び文書管理システムに対応したものに再整備し、適切な文書管理と文書の電子的管理を推進した。 引き続き必要な規程改正等への対応や文書管理担当者向けの研修の継続的な実施、文書管理システムの運用を通じた文書の電子的管理の推進を図ることで、適正かつ効率的な業務遂行・文書管理の確保に努める。	開始し、適正かつ効率的な管理を行っている。あわせて、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施するなど十分な対応が講じられている。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 標的型攻撃の手法も多様化している中、組織全体の情報セキュリティに対する意識をより向上させる必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	---	---	--	--	--	---

				実施)。 情報セキュリティ自己点検で理解度の低かったポイントを情報セキュリティ研修で重点的にフォローした。情報セキュリティ自己点検の分析結果及び対策を情報システム管理委員会で報告し、各部の情報セキュリティ責任者と議論した結果を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者から各部の情報セキュリティ責任者へ配下の職員への情報セキュリティの意識づけと日ごろの管理徹底の指示を行った。(12月) また、理解度が低い傾向にある入職1年目職員に対し、情報システム課がフォローアップ研修を行い、情報セキュリティ意識の向上を図った(3月実施)。 (オ) 情報セキュリティ監査 ・サイバーセキュリティ基本法 第26条 第1項第2号の規定等に基づいた独立行政法人及び指定法人を対象とした監査について、令和4年度に行ったマネジメント監査のフォローアップを受けた。令和4年度に指摘された事項はすべて対応済みであることを確認した。(12月実施)。 ・「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を行った(1月)。 (カ) 情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組 民間企業が主催するセミナーやNISC主催の研修等へ参加し最新技術や動向等を追うことで、情報システム課の技術的な知見を広めた。得られた知見を踏まえて、令和6年12月更改予定の情報システム基盤の基本設計、並びに令和5年度版の政府統一基準に対応した各手順書類の改正を行った。 (キ) サイバー攻撃への対応 情報システム課を中心に日々の脆弱性情報の収集や迷惑メール対策を行った。また、全役職員に対し、情報セキュリティに係るニュースを配信し、情報セキュリティ意識の啓発を図った。機構が導入している電子メールのなりすまし防止対策において、外部から受信したメールより設定不備が確認できた送信元組織に対して、正しい対策を案内し、送信元組織の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 環境省から運用を受託した「石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関するWeb教育システム」について、業務引継時点での脆弱性診断結果への対応が不十分であったため、第三者による脆弱性診断を行い(9月実施)、診断結果に基づく	
--	--	--	--	---	--

	また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。	ii）適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年 7 月 1 日法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日 法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。	ii）適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年 法律 第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施する。	また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	対策を施した（11 月実施）。 イ 情報システム基盤等の更改及び情報セキュリティ対策に関する体制の強化 情報システム基盤等の更改について、以下の観点に基づき仕様を定め、構築・運用保守業者を選定し、設計に着手した(1 月)。 ・ 現行システムで抱えている課題の改善。 ・ 政府方針に基づいたクラウドサービス導入の推進。 ・ システム管理の効率化。 ・ 新しいセキュリティ技術の導入。 ・ 構築、運用に係るコスト並びにセキュリティ対策コストの低減。 ii）適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、昨年度に構築した電子決裁機能を含む文書管理システムの本格的な運用を開始し、適正かつ効率的な管理を行っている。また、「行政文書の管理に関するガイドライン（令和 4 年 2 月 7 日内閣総理大臣決定）」等の内容を踏まえ、文書の保存期間や分類等を見直し、規程類の改正を行った（4 月）。 また、文書の保存や廃棄等の管理が適正に行われるよう、全職員向け及び文書管理者向けに研修を実施し、意識向上を図った（1 月）。 情報公開については、情報開示請求 8 件について適正に情報開示を行った。 個人情報保護委員会から講師を迎え、個人情報保護研修を行い、個人情報の取扱いに従事する職員全員向けに個人情報保護管理者・担当者向けの内容を加えたカリキュラムで実施した（11 月）。		
--	--	---	---	---	---	--	--

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

様式 1－1－4－2 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅷ－4－3		業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化							
当該項目の重要度、難易度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー		8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	平成 25 年度比で令和 2 年度までに 10%削減、令和 12 年度までに 40%削減（当初目標） 令和 12 年度までに 50%削減（令和 4 年度修正目標）	平成 25 年度比で 10.1%削減（平成 30 年度実績値）	20.5%削減（暫定値※） 22.4%削減（確定値※）	38.7%削減（暫定値） 40.1%削減（確定値）	35.0%削減（暫定値） 33.6%削減（確定値）	33.9%削減（暫定値） 33.9%削減（確定値）	32.8%削減（暫定値）	

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

※暫定値は前年度の係数（CO2 排出係数）を用いて算出したもので、確定値は当年度の係数を用いて算出したもの。令和 5 年度は、令和 4 年度の CO2 排出係数を用いた数値であるため暫定値としている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和 5 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	（3）業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i）人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i）人事、組織の活性化に関する取組 人事、組織の活性化に関する取組 ERCA が将来どのような組織であるべきかについて、職員間及び主務省との間の議論を継続し、組織の活性化と一体感の醸成に	<主な評価指標等> 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。	<主要な業務実績> i）人事、組織の活性化に関する取組 ○組織活性化について 令和 4 年度に示した、「2050 年の ERCA」を念頭に置いた ERCA の将来像について、令和 5 年度も引き続き議論・検討するとともに具現化するためのフォローアップとして、理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と懇談（10 回）、職員と環境省各部局との意見交換（2 回）を実施し、次期中期目標・計画の策定に活かした。 環境省との意見交換を通じて、地球環境基金事業や環境研究総合推進費事業において、生物多様性の分野に知見を有し、	<評定と根拠> 評定：A 環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論し、体制の強化・改善等の取組を積極的に行い、目標達成とアウトプットの充実が伴っていることから自己評価を A とした。 ○令和 4 年度から引き続き行った「2050 年の ERCA」を念頭に置いた ERCA の将来像を検討と議論により、ERCA の方向性について共有し、一体感を醸成するなど、役員や管理職、そして若手職員を含めて ERCA が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考える機会を設けたこと	評定	A	<評定に至った理由> 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度やそれに付随する説明会の着実な運用に加え、働き方価格検討委員会での議論を踏まえたフレックスタイム制の導入などの検討を行い、働き方改革の推進が図られている。 また、「2050 年の ERCA」を念頭に置いた機構の将来像の検討と議論により、機構の方向性について共有し、一体感を醸成するなど役員や管理職、そして若手職員を

	略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。 また、業務運営を今後もの確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断	果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。	つなげる。人事評価制度については、令和4年度に引き続き、着実な運用と検証を行い、見直しを図る。働き方改革の推進に当たっては、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した上で、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の確実な取得、テレワークの推進等の取組を進めるとともに、職員自ら施策の検討を進める体制の下、推進を図る。さらに、研修計画に基づく各種研修、例えばキャリアデザイン等に関する研修や環境の最新情勢についてのトピックス研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加や他の機関への出向等を通じて視野を拡げ、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。加えて、職員の自立性や積極性を養うため、職務へのチャレンジ制度や研修受講への立候補制度などを導入する	自然保護活動に係る審査業務を実施してきた実績が評価され、独立行政法人環境再生保全機構法の改正を含む「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」の閣議決定（令和6年3月5日。4月12日成立）に結びついた。 また、施策の連携強化のため、令和5年度は環境省に2名を新たに出向（令和5年度末時点全出向者数8名（出向先：環境省7名、個人情報保護委員会1名））させるなど、組織活性化と人材育成を行った。（参考：令和4年度末時点全出向者数9名、令和3年度末時点全出向者数5名） 一方、ERCA 内部では、令和4年度から始めた活性化策として、年度初めに管理職が人材育成と組織活性化のためにコミットメントを作成し、社内掲示板で公表する取組や、部内異動を部長権限とし各部の課題に迅速かつ柔軟に対処する取組を令和5年度も実施した。 さらに、新たな活性化策として、令和5年度上半期に、職員がメンターとなって役員をメンタリングする「リバーズ・メンタリング」を実施し、理事長及び理事それぞれに職員2人が付く形で実施した。	ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し 人事評価をマニュアルに沿って、6月に期初目標の設定と期初面談を実施し、11月に中間面談、令和6年2月に期末面談を行うなど着実な運用に努めている。また、人事評価制度を適切かつ十分に浸透させるため、令和5年度中に新たに着任した役職員全員に対し、その都度制度説明会を実施した。 さらに、令和5年度は、職員の能力や業績をこれまでより処遇に反映できるようにすることで職員の士気向上に資する制度となるように、評価の分布割合や評価を取りまとめるプロセスの改善、記載項目の簡素化などを行い、令和6年度人事評価に備えマニュアル等を整備した（～3月）。	イ 働き方改革の推進 （ア）ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組 職員がやりがいと達成感を感じられる職場とするため、令和5年2月に各部管理職及び有志メンバーにより立ち上げた働き方改革検討委員会において、令和5年度も引き続き課題の抽出と改善の可能性等に関する議論を行い、報告書を取りまとめた（10月）。 （主なテーマ） ・就業規則関係（フレックスタイム等）	が、組織の活性化に結びついている。また、理事長自らが環境大臣等をはじめとする各局幹部との意見交換を重ね（10回）とともに、環境省の各局の課室長クラスと ERCA 幹部との間でも ERCA の将来像の具体化に向けた意見交換を重ねたことが、SIP、熱中症対策、地域生物多様性増進といった新たな業務への進出につながっている。 ○「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案」の閣議決定（令和5年2月28日。4月28日成立）を受け、「熱中症対策プロジェクトグループ」を令和5年4月に設け、救急救命医・救急救命士等の専門家の確保、地方環境事務所や国立環境研究所気候変動適応センターとの連携・協力体制の構築、大塚製薬との連携協定の締結、2課からなる「熱中症対策部」の令和6年4月の創設に向けた関係規程等の整備を行うなど、新規業務を円滑に開始するための体制構築と環境整備を着実に行うことができた。 ○人事評価制度やそれに付随する研修制度については着実な運用に努めるとともに、より職員の士気向上につながるべく人事評価制度の見直しを行った（令和6年度から適用予定）。また、多面観察についても、観察結果をもとに管理職がアクションプランを組み立てる過程を新たに導入し、管理職のマネジメント力向上につながる見直しを行った。 ○働き方改革の推進として、令和4年度に引き続き働き方改革検討委員会による検討を進め、各種施策案を盛り込んだ報告書を取りまとめた。その報告を受け、フレックスタイム制の導入に向けた設計を開始し、令和6年度中の制度開始予定へとつなげた。 ○女性活躍の推進について、一般事業主行動計画で定めている管理職に占める女性の割合の目標値18%以上に対し、ほぼ達成に近い17.8%（令和5年度末時点）まで引き上げることができた。また、「えるぼし」の認定（3段階目）、「くるみん」の認定（2回目）をそれぞれ取得し、管理職候補者に人事院主催の行政研修（女性管理職養成）を受講させ、NEDO と女性活躍推進状況に関する意見交換を行うなど、令和5年度は推進を強化した。	含めて機構が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考える機会を設け、組織の活性化に結びついている。 業務実施体制の強化・改善等については、新規勤怠管理システムの導入、新規業務に対応するための組織改編を適切に行った。 環境配慮の推進については、実行計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成25年度比で32.8%削減した。 以上のことから、組織の活性化や業務実施体制の強化・改善について、所期の目標を上回る成果を得られていると認められることから、「A」評価とした。 <今後の課題> 将来への対策とステップに対応すべく、ERCA 人材育成計画（将来像WG）を踏まえた取組を行い、更なる推進を図る必要がある。 <その他事項> 特になし。
--	---	---	---	--	---	--	--	--

	に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 ＜関連した指標＞ 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生		ことにより更なる組織の活性化を図る。 また、ソーシャルメディアの活用やイベント出展を通じて各部連携のもと組織的な広報を展開し、ステークホルダーとの接点の増加と組織の活性化につなげる。		・情報システム関係（紙資料の電子化等） ・業務効率化関係（会議の見直し等） ・職場環境関係（事務所空間の有効利用等） （イ）フレックスタイム制の導入 上記（ア）働き方改革検討委員会での議論を踏まえ、多様かつ柔軟な働き方を可能とし労働生産性の効率化を図ることを目的として、フレックスタイム制導入に向けた制度設計と関連規程の整備を開始した（３月）。令和６年度に勤怠管理システムの改修を行ったうえで、令和６年下半年に制度開始を予定している。 （ウ）衛生委員会を通じた取組 毎月１回開催する衛生委員会において、各部における職員の時間外勤務や年有給休暇取得の状況を月単位で把握し、労務の適正管理と職員の健康管理に努めた。さらに新型コロナウイルス感染症が５類に移行されることに対しての対応方針について議論した。また、産業医による職場巡視の報告内容を踏まえ、４Ｓ（＝整理・整頓・清掃・清潔）を推進し職場環境の改善を図っている。 （エ）女性活躍推進の取組 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進している。女性活躍に関しては「えるぼし」の認定（３段階目）、次世代育成支援に関しては「くるみん」の認定（２回目）をそれぞれ取得しており、取組が進んでいる。 なお、一般事業主行動計画では、令和８年３月３１日までに管理職（課長級以上）に占める女性割合を１８％以上としており、令和５年度末時点では１７.８％となっている。 令和５年度は、人事院主催の行政研修（女性管理職養成）に、女性職員（課長代理級）を受講させて管理職への意識、意欲の向上を図った（１月）。 さらに、同じ独立行政法人として女性活躍推進状況をお互いに共有し施策の参考とするため、NEDOとの意見交換を２回行った（３月）。 （オ）障害者雇用に関する取組 障害者雇用数については、令和５年度も法令に定める当機構の基準４名を上回る５名の雇用を、継続して達成している（３月）。	○現場の人材に関する要望を反映できる仕組みづくりと職場全体で採用と育成の意識向上を目的とした「採用協力チーム」を８月に立ち上げて、１０回のミーティングを実施し、採用したい職員像を議論したうえで、実際にチーム員が面接官となって、９人の中途採用を行った。また、これから行う令和７年度新卒採用についても同じく議論し、採用過程の検討などを行った。 ○柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和５年度から新規勤怠管理システムの運用を開始し、各種申請の電子化を実現して効率化を図った。 ○環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成２５年度比で３２.８％の削減を図ることができた。 ＜課題と対応＞ ○人事評価制度 評価への納得感を職員が持ち、モチベーションの向上につながる制度に再構築することが課題として挙げられており、国の制度を参考に検討を進め、令和６年度からの制度適用とする。 ○ERCA人材育成計画（将来像WG）を踏まえた対応 将来への対策とステップに対応すべく、 ・職員の意向を的確に把握するため、人事意向調査の項目見直しを令和６年度調査で行う（今後取り組みたい興味のある業務を把握すること、管理職と専門職のいずれを志向しているか把握すること）。 ・職員の能力や適性をデータベース化して適切な配置につなげるため、「人事管理システム」の構築を令和６年度中に行う。 ・本人の適性の把握に資する若手ジョブローテーションや、知見・専門性の蓄積と発揮につながるローテーションの在り方について、人材管理・育成方針として取りまとめ、キャリアモデルとして明示する。 ○女性活躍推進 ・機構内で、子育て中や終了した方について業務と家庭の
--	--	--	---	--	--	---

	保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。			ウ 採用活動における体制強化 これまで新卒及び中途職員採用を行う場合は、総務部門にて採用を計画し面接を行ってきたところだが、より現場の人材に関する要望を反映できる仕組みづくりと職場全体で採用と育成の意識向上を目的とした「採用協力チーム」を８月に立ち上げた。 採用協力チームは総務課員４名に加え、総務課以外の課長、課長代理及び副主幹１４名の計１８名で構成し、実際に面接官として採用に携わるほか、採用したい人物像の検討から採用過程の議論と決定、さらには入職後の定着に向けた施策に関する意見交換などを、８月～翌３月までに計１０回のミーティングにより行った。 なお、チームの関与により１月以降に入職する中途職員として９名を採用した。 エ 研修の実施及び人材育成の取組 （ア）研修の実施及び見直し 研修の実施にあたり、年度当初に「令和５年度 ERCA 研修計画」を策定した（５月）。その際、トピックス研修（組織の将来像を描き様々なニーズに柔軟に応えられるようになるために、環境問題等の最新トピックスを学ぶことを目的とした研修）の研修対象者を、若手職員から全職員に変更するなど、令和４年度研修計画からの一部見直しを行った。 また、令和５年度の新たな取り組みとして、建設会社が行う ZEB 等研究・開発施設の視察（５～７月）や、川崎市職員を講師として招聘し、市の先進的な SDGs 取組に関する研修を開催（１１月）するなど、環境保全に係る様々な技術や施策等、幅広い知見を得る機会を設けた。 なお、ERCA で研修を実施する際には、職員の利便性の向上のため、テレワークでも参加できるオンラインシステムを積極的に活用するとともに、研修当日ではなくても視聴できるようアーカイブ機能を活用した。 （資料編 P127_共通 7 令和５年度実施研修） （イ）多面観察の実施 管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、マネジメント方針（アクションプラン）の作成、アクションプラン作成時と一定期間が経過した後にその実施状況について講師と	両立に関する経験を、これから時期を迎えていく若手職員に共有するための企画を検討する。 ○採用協力チームによる採用や職員定着の検討については、継続して行うことが重要であり、次年度も引き続き実施する。 ○第５期中期目標期間における研修計画の策定 ・第４期研修について総括したうえで、ERCA 人材育成計画（将来像 WG）に沿って研修計画を再構築する。その際、採用協力チームからの意見を参考として、エンゲージメントを高める施策として盛り込む。 ○広報 将来に向けた事業展開や人材確保を有利に進めるためには、ERCA の業務に関する広報の充実が重要であることから、令和５年度の広報の実施効果について振り返り、次年度広報実施に活かしていく。	
--	---	--	--	--	---	--

		iii) 業務における環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。	iii) 業務における環境配慮の推進 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達の改善に向けて、多角的な視点から検討を行う。温室効果ガスの排出	また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	意見交換する場を新たに設け、行動変容につなげることを新たに試みた（10～1月）。 オ SNS等を活用した組織的な広報の推進 ERCAの広報活動に対して職員が参加・貢献するために、有志職員による、「ERCA広報イベント協力隊」を発足し、ERCAの認知度向上のための広報活動に取り組んだ。 （主な出展イベント） ・令和5年度 「こども霞ヶ関見学デー」（実地開催）（小学生及びその保護者等88組（185名）参加） ・11/15・16 第16回川崎国際環境技術展（実地開催）（ブース来場者241名参加、アンケート回答55名） ・11/18 東京新聞主催「子どもSDGs」（実地開催）（小学生及びその保護者等12組（30名）参加） ・12/10 川崎環境フォーラム（実地開催）（小学生及びその保護者等25組（50名程）参加） 上記イベントの事前準備や出展の様子のほか、機構の内部研修の様子など、Facebookを通して発信を行った。 ii) 業務実施体制の強化・改善等 ア 新規勤怠管理システムの導入 令和5年7月に新規勤怠管理システムを導入し、勤怠管理に係る全届出について、システム上で申請承認が可能となった。あわせて、職員（管理職を含む）への労務アラートを強化するとともに、労務管理に係る情報の検索性の向上を図った。一連の取り組みにより、柔軟な働き方を推進し、職員一人ひとりの労務管理への意識を高め、労務管理にかかるコストの削減に寄与した。 イ 人事管理システムの導入 3月に人事管理システムを導入し、職員情報を一元管理するとともに、人事評価フローや人事意向調査の自動化、各種届出の電子化を図り、人事関連情報の効率的な運用に資するための構築を実施した。（運用開始は令和6年度を想定。） ウ 組織の改編 令和5年度及び6年度に追加されることとなった2つの新規業務について、それぞれ対応する組織変更を行った。 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において、令		
--	--	--	---	--	--	--	--

			抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」についてPDCAサイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成状況及び国の動向を踏まえて新たに策定した実施計画に基づき、取組を着実に進める。また、令和４年度の事業活動に係る環境配慮等の状況をとりまとめ、事業報告書の中で公表する。		和５年１月 27 日付で当機構が SIP 第３期の研究推進法人に決定し、令和５年度より当該課題に取り組むこととなった。この決定を受け、環境研究総合推進部内に新たに「SIP 推進課」を設置した（４月）。 ・政府が「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正」を閣議決定（令和５年２月 28 日）し、熱中症の発生予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じることし、当機構に熱中症に関する新たな業務が追加され、改正法の令和６年４月施行に向けて、その事前準備等を行うため「熱中症対策プロジェクトグループ」を令和５年４月に設置した（４月）。また、令和５年度中に令和６年４月「熱中症対策部」の設置や、財務部の機能向上のための再編に向けた関係規程等の整備を行った（３月）。 iii）業務における環境配慮の推進 ア 環境負荷の低減 業務における環境負荷の低減を図るため、令和５年３月に策定した「2023 年度環境配慮のための実行計画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。電気使用量、用紙使用量及び廃棄物排出量について毎月把握し職員に公表し、そのうち電気使用量と用紙使用量については部署別で使用状況が把握できるよう、事務所の区画別使用状況をまとめ、削減意識の向上を図った。令和５年度の温室効果ガス（CO2）の排出量は、平成 25 年度比 32.8%削減となった。 なお、政府方針の改定を踏まえ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の改定を令和５年３月に行い、2030 年度（令和 12 年度）までの新たな目標値（平成 25 年度比 50%削減）を設定し取組を進めているところである。 （資料編 P129_共通 8 令和 5（2023）年度環境配慮のための実行計画） イ 職員の意識啓発 機構内全体の環境配慮に対する意識の底上げを目的として、10 月と 3 月の計 2 回の自己点検を行い、環境配慮の取組を役職員に促した。 その他の意識啓発の取組として、事務所内で発生した職員個別のごみについては、これまでは清掃業者による回収分別に委ねていたが、自ら職場内のごみ種別カートに分別して廃	
--	--	--	--	--	--	--

		どの災害対応に取り組む。	の推進に貢献する。	棄することに変更し、分別とごみ減量意識の向上を図った（10月）。また、昨年度に引き続き、事務所におけるエコバッグや傘のシェアリングや、職員が商品を持ち寄って売り上げを他団体に寄付するリサイクル市を開催した。 ウ 業務上の環境配慮 事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、令和5年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。また、令和6年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定めた（3月）。 環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャルボンドやグリーンボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を計141億円購入した（3月末時点）。 （内訳）（3月末時点） ・東日本高速道路㈱社債：31億円 ・西日本高速道路㈱社債：43億円 ・首都高速道路㈱社債：2億円 ・成田国際空港㈱社債：5億円 ・日本貨物鉄道㈱社債：1億円 ・東京電力リニューアブルパワー㈱社債：1億円 ・中部国際空港㈱ 財投機関債：1億円 ・福祉医療機構 財投機関債：5億円 ・沖縄振興開発金融公庫 財投機関債：5億円 ・国際協力機構 財投機関債：9億円 ・日本学生支援機構 財投機関債：6億円 ・都市再生機構 財投機関債：10億円 ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構 財投機関債：3億円 ・東京都住宅供給公社 財投機関債：1億円 ・大学改革支援・学位授与機構 財投機関債：2億円 ・日本高速道路保有・債務返済機構 財投機関債：11億円 ・東京都公募公債 地方債：1億円 ・神奈川県公募公債 地方債：1億円 ・横浜市公募公債 地方債：1億円 ・川崎市公募公債 地方債：1億円 ・北九州市公募公債 地方債：1億円 令和4年度の事業活動に係る環境配慮の取組については、国民に対する情報発信として「令和4年度事業報告書」にと		
--	--	---------------------	------------------	---	--	--

					りまとめ、当機構ホームページに掲載し公表した（６月）。報告書では用紙使用量、廃棄物排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告した。 iv）災害への対応等 （１）災害対策協力隊 ア 災害廃棄物対策に関する内部研修の実施 発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要請に備え、環境省と中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との合同開催での研修を、実際の作業内容を基にした内容で開催した（６月）。 イ 能登半島地震の対応 令和６年１月に発生した能登半島地震の災害対応のため、環境省災害廃棄物対策室に応援要員延べ 134 人を派遣し、現地を訪問する環境省職員の出張手配及び被災地の情報収集を行った。（令和６年１月５日～３月 29 日） （２）熱中症対策プロジェクトグループ 令和５年２月 28 日に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたことを受け、下記「ア 令和６年度から実施する法定業務の準備作業」のとおり、令和６年度以降に機構が担う法定業務を適正に実施するための準備のため、機構内に「熱中症対策プロジェクトグループ」を発足させた。また、同プロジェクトグループでは、令和４年度に続き令和５年度も環境省から「令和５年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業支援業務」を受託し、下記「イ 受託業務」のとおり実施した。 ア 令和６年度から実施する法定業務の準備作業 令和６年度から新たに開始する独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年 5 月 16 日法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 11 号に定める熱中症警戒情報並びに熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供業務及び同第 12 号に定める地域における熱中症対策の推進業務（以下「熱中症対策事業」という。）について、熱中症死亡者数を現状から 2030 年までに半減させるとする政府目標に寄与することを目的に、環境省をはじめとする関係機関と密に連携・調整を図りながら、地域における熱中症対策の底上げを図るために効果的な事業の設計を行った。この結果、令和６年度に２課からなる	
--	--	--	--	--	--	--

					熱中症対策部を新設する予算の確保を図るとともに、救急救命医、救急救命士、技術士（環境部門）を同部の専門家として加える体制を整えた。 また、事業設計に当たっては、地域における熱中症対策の主たる実施者である地方公共団体が抱える課題やニーズを把握し、ニーズオリエンテッドな事業設計となるよう 8 道府県 9 市町に現地ヒアリングを行った。 さらに、効果的な研修実施に向けた情報収集のため、防災研修の研究開発を行う国立研究開発法人防災科学技術研究所や「分野横断的な脆弱性・リスクの抽出を行うための自治体向けワークショップモデルの手引き」を取りまとめた中部地方環境事務所と意見交換を行い、研修の検討の参考とした。 加えて、宮崎県主催気候変動適応法説明会及び中部地方環境事務所が主催する熱中症をテーマにしたワークショップに講師として参加し、参加者の反応から、令和 6 年度の ERCA の研修事業のプログラムの妥当性の検証を行った。 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供業務の検討に当たっては、ICT を活用した安定的な情報収集及び環境省へのプッシュ型の情報提供システムを令和 6 年度中に構築することを目指し、情報収集及び検討を行い、情報システム事業者を選定するための手続きを開始した。 このほか、国立環境研究所気候変動適応センターをはじめ全国 7 ブロックに設置されている地方環境事務所との意見交換を通じて、令和 6 年度から開始する熱中症対策事業の連携・協力体制を確認し、事業開始に向けた関係機関との協力体制を整備した。 3 月には、47 都道府県、700 を超える市区町村との連携ネットワークのある大塚製薬株式会社と連携協定を締結し、地方公共団体への研修の協力や、優良事例の全国への効果的な水平展開を推進する基盤を強化した。 イ 受託業務 環境省から受託した「改正気候変動適応法・熱中症対策実行計画等説明会」については、令和 5 年 10 月から 11 月に全国 9 ブロックで現地対面開催と Web での 2 回開催（合計 11 回）を行い、延べ参加者数 989 名の出席を得た。説明会では、来場した地方公共団体職員から個別相談に対応するとともに、モデル自治体団体同士を繋ぐマッチングを 4 件実施し、地方公共団体間の連携や交流を促進することができた。 同じく環境省から受託した「令和 5 年度地方公共団体にお		
--	--	--	--	--	---	--	--

				ける効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」では、先進的な熱中症対策に取り組む6つの地方公共団体（モデル自治体）に対する事業実施計画の策定支援や実施支援を行った。 11月には、モデル自治体からの提案を受け、熱中症対策を推進する際の課題を話し合うためのモデル自治体意見交換会を東京会場で同日に、説明会とは別に開催した。意見交換会には、すべてのモデル自治体が現地及びwebにより参加し、現場レベルの課題や取組状況についての活発な意見交換が行われ、熱中症対策の質の向上を図る契機とすることができた。 これらの結果、全ての事業について計画どおり実施することができ、優良事例集として取りまとめるとともに、令和6年2月には、令和5年度モデル自治体熱中症対策活動成果報告会（以下「成果報告会」という。）を実施し、参加者数380名の出席を得ることができた。 また、令和6年度から ERCA が実施する「地方公共団体による効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」については、令和6年1月から約1か月間環境省がモデル自治体を公募し、応募地方公共団体の選定・採択事務局運営業務を ERCA が担った。事務局機能を実施するに当たっては、成果報告会のアンケート項目「モデル事業に応募を検討する予定」の問いに「応募予定（4件）」又は「前向きに検討（14件）」と答えた自治体への説明や問合せを積極的に行った。その結果、過去のモデル事業を上回る応募を得て、追加募集を行うことなく、計画通りに採択事業及び実施計画のブラッシュアップを行うことができた。 <table><tr><td>募集件数</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>予定採択件数</td><td>6件</td><td>10件</td><td>9件</td></tr><tr><td>当初応募</td><td>2件</td><td>4件</td><td>9件</td></tr><tr><td>追加募集</td><td>2件</td><td>2件</td><td>—</td></tr><tr><td>最終採択件数</td><td>4件</td><td>6件</td><td>9件</td></tr></table>	募集件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	予定採択件数	6件	10件	9件	当初応募	2件	4件	9件	追加募集	2件	2件	—	最終採択件数	4件	6件	9件		
募集件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度																							
予定採択件数	6件	10件	9件																							
当初応募	2件	4件	9件																							
追加募集	2件	2件	—																							
最終採択件数	4件	6件	9件																							

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報